

日本カトリック司教協議会 社会司教委員会・編

なぜ  
**教会**  
は

**社会問題**

に

か  
か  
わ  
る  
の  
か

Q&A

カトリック中央協議会



## はしがき

キリスト者の共同体である教会は、その初めから社会の中で社会とともに社会のために生きてきました。しかし、その長い歴史の中で教会は、社会と一体となった西欧ではこの世に属するものであるかのような生き方をしたり、逆に社会から遊離することもありました。しかし、百年前あたりから、教会は社会問題に正面から取り組むようになりました。そして、二度の世界大戦や共産主義革命などを経て平和や人権の意識の高まる中第二バチカン公会議（一九六二―六五年）が開催され、教会自身の刷新と同時に世界との対話が打ち出されました。前者は『典礼憲章』、『啓示憲章』そして『教会憲章』に、後者は『現代世界憲章』（正確には『現代世界における教会に関する司牧憲章』）によく示されています。

これを受けて日本の教会でも、一九六六年に「日本カトリック司教協議会」が結成され、典礼刷新はもちろんのこと、社会とのかかわりに関していえば、一九七四年六月の定例司教総会において、『正義と平和司教委員会』（一九七〇年設立）が「正義と平和協議会」に、「社会福祉司教委員会」が「社会司教委員会」に改称され今日に至っています。以来、日本の司教たちは、あるいは司教協議会として、あるいは司教団として、あるいは社会司教委員会、あるいはその中の各委員会等を通して、社会や政治などの問題に関して発言してきました（本書巻末「参考文献一覧」一四三頁参照）。

それらの発言について、信者の間で「なに?」、「なぜ?」といった困惑や疑問が生じました。そこ

で、わたしたちは、これまで直接間接寄せられたさまざまな質問や疑問に答えなければならぬと考  
え、このたび冊子を発行することにしました。第一部では教会が社会問題にかかわる根本的な理由を  
説明し、第二部ではいくつかの具体的な問題にかかわる根拠を述べています。この冊子は、すべての  
問題と解答を網羅しているわけではありませんが、教会がなぜ、またどのような視点から社会や政治  
の問題と向き合い、人々の救いに奉仕しようとしているかを理解していただくためのものです。社会  
問題に関する教会の教えの集大成ともいえる『教会の社会教説綱要』（教皇庁正義と平和評議会）などを  
参考にしながら、皆さんの間で考え議論しながら理解を深め、納得できない場合はわたしたちに問い  
なすこともできるでしょう。

すべてのキリスト者は、人となって世のためにご自分を与えてくださった神の子キリストの生き方  
を基本とし、その福音を神の愛と救いの力として人々に伝え、それによって人々と社会が内面から変  
えられるように働きかける使命を与えられています。実際の発言や行動には賢明さが求められるとし  
ても、聖職者は教会が社会問題に直接かわるることについて信者に教える責務を与えられています。  
本冊子はその一端を果たそうとするものです。

二〇一二年一月一日 世界平和の日に

日本カトリック司教協議会 社会司教委員会

委員長 高見 三明

## 目次

はしがき ..... 3

### 第一部 なぜ教会は社会問題にかかわるのか

#### 社会問題に向き合うカトリック教会の基本姿勢

Q 1 教会はなぜ、社会問題について発言をするのですか？ ..... 13

Q 2 教会が社会問題と向き合うときの基準は何ですか？ ..... 17

#### 社会問題へのかかわりと救いとの関係

Q 3 社会問題にかかわることとキリスト教の説く「救い」とは関係があるのですか？ ..... 20

Q 4 「来世のいのちを待ち望みます」と信仰告白する者にとって、

世俗のことは二義的なことではないでしょうか？ ..... 22

Q 5 地上における差別や貧富の差、戦争や紛争がなくなること、

それがすなわち「救い」なのですか？

..... 24

聖職者、修道者、信徒、それぞれの役割

Q 6 教会に属する者は、社会問題についてそれぞれのかかわるのですか？

..... 25

Q 7 そもそも聖職者が政治的な発言をすることは許されることなのですか？

..... 33

Q 8 聖職者が社会問題にかかわることは、どこまで許されるのですか？

..... 35

Q 9 聖職者は信徒にとって指導者の立場であるので、その「政治的発言」は

..... 37

異なる考えをもつ人を排斥することにならないでしょうか？

..... 39

Q 10 教皇や教皇庁は日本司教団の社会的な動きに対し、どのような見解をもっていますか？

..... 44

Q 11 秘跡にあずかり、祈ることこそ信者に求められることであり、

..... 47

信者にできることは「平和」を「祈る」ことではないのですか？

..... 49

Q 12 修道会員が政治活動に熱心になることは危険ではないですか？

..... 50

セクト化していく恐れはありませんか？

..... 52

Q 13 信徒は、教会から「政治的な」思想を一方的に押しつけられるのでしょうか？

..... 54

Q 14 信徒の政治的姿勢を導く具体的な指針が教会にはあるのですか？

..... 56

## 第二部 教えに照らした具体的行動の根拠

Q 15 「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に」とイエスは説いています。

それこそ政治にかかわるなという政教分離についての教えではないのですか？ …………… 59

Q 16 正義と平和協議会、難民移住移動者委員会、部落差別人権委員会の委員長は、

「教育基本法改定案に反対する」との声明を発表しました。

こういった人によって見解の分かれる問題に対し、司教協議会の委員会の長が、その肩書きをもって「反対」の意見表明をすることは適切なのですか。

慎重な議論を求めるといった論調にすべきではないでしょうか？ …………… 61

Q 17 司教団は憲法九条の大切さを訴えています。

それは政治的な立場の表明ではないのですか。

異なる立場の信徒はどう考えればいいのでしょうか？ …………… 63

Q 18 教皇ヨハネ・パウロ二世の「過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うことである」

ということばを、司教団はどう受け止め、実践へと繋げましたか？

現在の司教団にとっては「過去を振り返る」ということが

自虐史観に終始するだけになっているようですが…………… 65

Q 19 司教団は「非暴力を貫き対話によって平和を築く」ことを訴えています。

しかし、自国の安寧・平和を守るため、軍備は否定できないのではないのでしょうか？ ……

Q 20 カトリック教会が聖人として殉教者をたたえることは、靖国神社の殉国者をたたえる

構造と同じで、死の美化につながるのではないのでしょうか？ ……

Q 21 「戦没者」追悼のため、総理大臣が靖国神社に参拝することを

どう考えたらいいのですか？ ……

Q 22 司教団は「非暴力を貫き対話によって平和を築く」ことを訴えているのに、

なぜ伊藤博文を暗殺したテロリスト、安重根の没後一〇〇年記念ミサに

二人の司教が参加したのですか？ ……

Q 23 正義と平和協議会を中心に「基地のない沖縄を目指す宗教者の集い」が発足しましたが、

沖縄の米軍基地について、教会はどのような問題意識をもっているのですか？ ……

Q 24 米軍基地に反対する人たちは、生活の資を基地に頼っている人々の生活権について

どう考えているのですか？ ……

Q 25 教会は滞日外国人を支援していますが、

なぜ不法（非正規）滞在者をも擁護するのですか？ ……

Q 26 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」改定に難民移住移動者委員会は反対しています。

外国人による犯罪が増加する昨今、国の治安を維持することを



どのように考えているのですか？

.....100

Q 27

外国人労働者が増加すると、

日本人の就職がますます困難になるのではないのでしょうか？

.....93

Q 28

正義と平和協議会の死刑廃止を求める部会は、死刑執行のたびに抗議を表明しています。

しかし、教会はごく最近まで死刑に反対はしなかったのではないですか？

.....95

Q 29

世論調査によれば日本人の多くが死刑制度存置を支持しています。

教会は、文化的土壌や日本人の心性について考えはしないのですか？

.....99

Q 30

裁判員制度について、裁判員に選任された際にそれを受けるべきか否か、

戸惑っています。教会には具体的な指針がありますか？

.....102

Q 31

生命科学は急速に進歩しています。その達成・成果に対し倫理的・神学的判断を下すには、

最先端技術の広範な知識が必要ではないのですか。

教会はそれを備えているのですか？

.....106

Q 32

いのちが大切であるのは当然ですが、「やむを得ず」いのちを奪ってしまうということは

ありうるのではないのでしょうか？

.....109

Q 33

正義と平和協議会は原子力発電に対し否定的な立場をとっています。

しかし、それは非現実的ではないのでしょうか。さらに、地球温暖化の問題を考えれば、

その必要性を認めざるをえないのではないのでしょうか？

.....112

【付録】 政治領域に対する教会の姿勢——各国司教協議会の事例 …………… 115

参考文献一覧 …………… 135

—— 囲みコラム「キーワード」 ——

① 『レールム・ノヴァルム』 ( <i>Retrum Novarum</i> ) ……………	16
② 『レールム・ノヴァルム』 以後の社会回勅(1) ……	23
③ 『レールム・ノヴァルム』 以後の社会回勅(2) ……	32
④ 補完性の原理 ( <i>subsidiarity</i> ) ……………	38
⑤ 共通善 ( <i>common good</i> ) ……………	43
⑥ 第一バチカン公会議 ……………	55

---

⑦ 『現代世界憲章』 ( <i>Gaudium et spes</i> ) ……………	69
⑧ 世界平和の日 ……………	72
⑨ 『カトリック教会のカテキズム』 ……………	86
⑩ 『いのちへのまなざし』 ……………	89
⑪ 『教会の社会教説綱要』 ……………	98
⑫ 社会司教委員会 ……………	108

第一部 なぜ教会は社会問題にかかわるのか

第一部では、カトリック教会がなぜ社会問題に積極的にかかわるのか、その根拠に関する疑問に答えることによって、社会における諸問題に向き合う教会の「考察の原理、判断の指針、行動の指標」について解説します。

第一部は三章の構成になっています。まず「社会問題に向き合うカトリック教会の基本姿勢」では、根本的な原理についての問いに答えています。次の「社会問題へのかかわりと救いとの関係」では、地上の諸問題に取り組んでいくことがキリスト者の信じる「救い」とどのように関係するものであるのかを明らかにします。最後の「聖職者、修道者、信徒、それぞれの役割」では、教会共同体において、聖職者、修道者、信徒が、それぞれどのような役割を担い、どのように協力しあえるのかについて答えるとともに、実際の行動においてどのような点に留意すべきかを述べています。

## 社会問題に向き合うカトリック教会の基本姿勢



教会はなぜ、社会問題について発言をするのですか？

Question No. 1



教会は、初めから社会の中でともに生活する人々に関心を示し、社会問題に関しては福音書と使徒たちの手紙に基づいて教え、教父たちと中世の学者たちを通してその内容を整備し、教導権によって徐々に明確にしてきました。とくに教皇レオ十三世の回勅『レールム・ノ

ヴァルム』(二八九一年)に始まる歴代教皇の社会問題を取り扱う文書や発言、また第二バチカン公会議の『現代世界憲章』などを通して、教会は、人間の救いのために、社会問題に対する解決の原則を示す義務を果たしてきました。<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

教会が社会問題について発言する最大の根拠は、神の独り子が、限らない愛ゆえに、人類を罪と死から解放するため同じ人間となり、徹底して人々とともに生き、とくに死と復活によって人間に神とのつながりと互いのつながりを取り戻させてくださったという事実にあります。イエスは、ナザレでの生活の後、とくに公の宣教活動の間、「恵み深いことば」(ルカ4・22)を語り、徴税人など罪人と呼ばれた人々と食事をし、あらゆる病気で苦しむ人々をいやし、罪をゆるし、死者をよみがえらしました。そして最後には、人間の手で十字架につけられ殺されましたが、復活して、救いのわざをなし遂げられました。それはイエスの死がいのちをもたらす愛のわざだからです(マルコ10・45、ヨハネ12・24参照)。そして、ご自分を救い主と信じる人々とともに、ご自分が示した愛によって交わる教会共同体をつくり(神の国の芽ばえ)、成長させ、完成へと導いておられます(エフェソ1・4-14、コロサイ1・13-22、一ヨハネ4・9-12、一コリント15・24-28参照)。

教会は、この主キリスト、そのことばとわざを福音としてすべての人々にのべ伝える使命を与えられています。その福音化の使命は福音に「固有の力で人類を内部から変化させ、新しくする」<sup>\*3</sup>ことにあります。福音化とは、福音を各自の権利と義務、家庭生活、社会生活、国際関係を生きること、正義と平和、開発と環境などの状況に当てはめて、「キリストご自身が告げ知らせ、彼

の犠牲を通して人間に与えられた」真の解放と進歩、すなわち救いを実現させることです。

確かに、人間の究極目的はこの世にはなく、父と子と聖霊の永遠の愛の交わりに加えられることにあります。したがって、教会もこの世に属しておらず（ヨハネ17・16参照）、神のことばと聖体に養われて愛し合いながら、神のもとでの永遠の幸福、天の祖国を目指して旅をしています（フィリピ3・20、ヘブライ11・13―16、13・14参照）。

しかし、教会は、人となった神の子イエスご自身がそうであられたように、人間の共同体としては、人類の歴史と社会生活とに深く結びついており、喜びと希望、悲しみと苦しみをすべての人々と分かち合っています<sup>\*5</sup>。それは、キリストが罪を除いてわたしたちのひとりとなってご自分をすべての人間と一致させ、わたしたち一人ひとりを深く愛してくださったからです<sup>\*6</sup>。この意味で教会は、キリストが示した神の愛をあかしするためにこの世に遣わされています（ヨハネ17・18、20―23参照）。したがって、人々と連帯し共生するだけではなく、キリストの福音を告げ知らせ、その精神によって社会を刷新し、そうすることによって人々に奉仕するのです。こうして、わたしたちキリスト者もすべての人とともにキリストによる救いにあずかるのです（一コリント9・23、27参照）<sup>\*7</sup>。

ですから、教会は、福音を生活によってあかしするだけでなく、人間のいのちの尊厳と基本的人権、共通善などにかかわる諸問題を福音と教会の教えに照らして理解し、人々の救いのために必要であると判断するとき発言するのです。

## キーワード

## ①

『レールム・ノヴァルム』(Rerum Novarum)

レオ十三世が一八九一年に発布した回勅。カトリック教会がその立場から社会問題について考究した、初めての社会教説である。

十九世紀、行き過ぎた資本主義によって、一部資本家のみが富裕となり、多数は搾取と貧困とに苦しんでいた。これら底辺の人々をその境遇から脱出させる方途として唯物史観に基づく社会主義思想が成長していき、それはやがて共産主義の誕

\* 1 教皇レオ十三世回勅『レールム・ノヴァルム』1。

\* 2 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』87―104参照。

\* 3 教皇パウロ六世使徒的勸告『福音宣教』18。17―39参照。

\* 4 同38。

\* 5 第二バチカン公会議『現代世界憲章』1、23―32、40―45参照。

\* 6 同22参照。

\* 7 同42、43、45参照。

生を促すこととなる。マルクスおよびエンゲルスの『共産党宣言』は、一八四八年に出版された。

こうした社会状況を受けて発布された本回勅は、資本主義のゆがみを指摘するとともに、社会主義は「明らかに正義に反して」おり私有財産制は「人間にとって自然の権利」であると明言し、雇用人者、労働者そして国家の、果たすべき義務について述べ、適正賃金、組合の組織など、労働者が本来もつ権利が正当に守られるよう訴えたのである。




 2

教会が社会問題と向き合うときの基準は何ですか？

A

Q1で述べたように、教会は、福音によって人間とすべてのことがらを内部から新しくし、キリストが示した神の愛をあかすするためにこの世に遣わされています。したがって、社会問題と取り組むときには、福音に基づく基準が必要です。それらを以下簡単に説明します。<sup>\*1</sup>

(1) 人間のいのちの尊厳

すべての人間は、神に愛され生まれ、神にかたどられ似せて造られました。そこに人間の尊厳があります。いつどんな場合にもこの尊厳を尊重することが社会問題と向き合う教会の基本姿勢です。<sup>\*2</sup>

(2) 共通善

共通善とは、人間集団（家庭、地域社会、国など）とその構成員が、よりやさしく、より完全に自分を完成させることができるための社会生活のさまざまな条件全体のことです。どの集団も自分たちのことだけでなく、ほかの集団の必要なものや正当な要求、さらには人類家族全体に共通した善を考慮しなければなりません。<sup>\*2</sup>

## (3) この世の物は万人のため

神は天地万物と人間を造り、人間に大地を与え、人間がその働きによって大地の実りを得ることができるようになりました（イザヤ45・18、詩編115・16参照）。それは、だれ一人として排除されることなく生命を維持するためでした。ここに、この世の物がすべての人のためにあるという原理があります。<sup>\*3</sup>このように神は地とそこに含まれるあらゆる物をすべての人に与えたのですから、愛と正義をもってすべての人に公平に行き渡るようにしなければなりません。<sup>\*4</sup>

## (4) 補完性の原理

人間の尊厳を尊重するということは、家庭やさまざまな人間共同体および経済、社会、政治、文化、スポーツ、娯楽、専門職などにおける活動の全体にも目を向けることでもなければなりません。したがって、個人やより小さな集団の創意、自由、責任が尊重され、より強い大きな集団はより弱い小さな集団を助け、支え、発展を促すようにしなければなりません。そこに補完性の原理があります。

## (5) 参画

参画は、補完性を特徴づけるもので、個人的であれ共同であれ、直接間接市民社会の文化、経済、政治、社会にかかわる人々の生活に貢献する活動のことです。<sup>\*5</sup>これは共通善の視点からいえば、すべての人が責任をもって意識的に果たすべき義務です。<sup>\*6</sup>

## (6) 連帯

連帯は、人間の尊厳と平等、人間そのものがほかの人とともに生きるように造られているという事実に基づいている原理です。それは法制度や市場に関する規定を定めるための社会原理となるべきものです。それはまた倫理徳として、単なる同情ではなく、すべての人に対する責任を自覚して一人ひとりの善と同時に社会の共通善のために働くという確固たる決断のことです。<sup>\*7</sup>

- \* 1 詳しくは、教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』138—196参照。
- \* 2 第二バチカン公会議『現代世界憲章』26参照。
- \* 3 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『新しい課題——教会と社会の百年をふりかえって』31参照。
- \* 4 第二バチカン公会議『現代世界憲章』69参照。
- \* 5 同75参照。
- \* 6 『カトリック教会のカテキズム』1913—1917参照。
- \* 7 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『真の開発とは——人間不在の開発から人間尊重の発展へ』38参照。

## 社会問題へのかかわりと救いとの関係

### Q 3

Question No. 3

社会問題にかかわることとキリスト教の説く「救い」とは関係があるのですか？

A

この問題は、わたしたちが何げなく使っている「救い」ということばをどうとらえるかということと深くつながっています。

イメージとしては、自分一人で神さまのいらっしゃる楽園にいることを救いと考えるよりも、

神さまのふとところで皆が本当に仲良くなっている中に自分も一緒にいることを救いと考えるほうが、より聖書的といえるでしょう。このように神とわたしたち皆の関係が完成する（一つになる〔エフェソ1・10参照〕）ことが、神の国の実現であり、わたしたちの救いなのです。しかもこのことは、キリストによってこの世からすでに始まっているのです。「父よ、あなたがわたしのうちにおられ、わたしがあなたのうちにいるように、すべての人を一つにしてください。彼らもわたしたちのうちにいるようにしてください。そうすれば、世は、あなたがわたしをお遣わしになったことを、信じるようになります」（ヨハネ17・21）。

社会問題というと、つい自分とは関係のない遠いことのように受け取ってしまいがちですが、実はわたしたちにとって大切な、一人ひとりの人間の上に起こっていることなのです。わたしたちは、すべての人が皆神の子として一人ひとりが大切にされてほしい、そして互いに仲良くあってほしいと願っています。そうならない現実の背景には、社会を動かしている人々の価値観や、政治、経済を含むさまざまな原因があります。教会がこれらの問題を福音的な視点から指摘し、かかわることは、この世からすでに始まっている「和解の実現」と「救い」のためなのです。



「来世のいのちを待ち望みます<sup>1</sup>」と信仰告白する者にとって、世俗のことがらは「義的なことではないでしょうか？」



「来世のいのち」とは死後に始まるいのちのことではなく、「永遠のいのち」（ヨハネ5：24、6・47）のことであり、それはすでにこの世で始まっています。この世で始められたことが来世で完成するということです。来世のいのちがこの世と関係あるからこそ、キリストは人間になられたのです。したがって、世俗のことがらと信仰を切り離すことはできません。生活を離れて祈る大切さや秘跡によって深くイエスと交わる喜びは、自分が具体的に生きている世俗の場において福音を生き、伝えるための力となっております。

キリストは、神の国の到来のしるしとして、この世で貧しく小さくされた人々の解放を告げられました。権力をもって他者を踏みじめる人、苦しむ人に関心を示さない人に対しては、厳しくとがめられました（マタイ25：41―46、ルカ16：25参照）。「はつきりいっておく。このもつとも小さい者の一人にしなかつたのは、わたしにしてくれなかつたことなのである」（マタイ25：45）。

キリストの関心はまさに、この世の人々が互いに愛し合うかどうか注がれていました。それ

## キーワード

②

が神を愛することでもあり、その完成が神の国の実現であるのだと教えられたのです。そのために、わたしたちはこのキリストの生き方に従って世俗のことごらを選び取っていくのです。それが信仰告白であり、「信仰を生きる」ことなのです。

\*1 ニケア・コンスタンチノーブル信条。

『レールム・ノヴァルム』以後の社会回勅(1)  
回勅とは、司牧的意図により、通常全力トリツク教会にあてて発布される教皇の公文書である。そのうち社会問題を扱ったものを社会回勅と呼ぶことがある。レオ十三世の『レールム・ノヴァルム』が最初の社会回勅であるが、以降歴代の教皇による社会回勅は、多くが『レールム・ノヴァルム』発布を記念する節目の年に発布されている。ピオ十一世『クアドラジエジモ・アンノ』(40周

年、一九三一年)、ヨハネ二十三世『マーテル・エト・マジストラ』(70周年、一九六一年)、ヨハネ・パウロ二世『働くことについて』(90周年、一九八一年)、同『新しい課題』(100周年、一九九一年)がそうである。なお、回勅ではないが、パウロ六世は80周年の一九七一年に、使徒的書簡『オクトジエジマ・アドヴェニエンス』を發布している。『レールム・ノヴァルム』が以後の教会にいかに大きな影響を与えたかが理解できる。

5

Question No. 5

地上における差別や貧富の差、戦争や紛争がなくなることで、それがすなわち「救い」なので  
すか？

A

地上におけるさまざまな問題が解決されていくことは救いに向かうことですが、それ自体が最終的な救いではありません。本当の救いとは、和解によってもたらされる神とわたしたちとの完全な一致です（二コリント5・18参照）。教会が具体的な社会の問題にかかわるのは、この和解を実現しようとする神の働きに参与するためなのです。地上における差別や戦争がなくなっていくことなどは、和解が始まっているしるしであり、救いが実現していく確かな歩みだといえます。そしてこの救いは、個人的にも社会的にも、物質的にも精神的にも、すべての面ですべての人に及んでいき、そして来世において完成すること、これが神のとられた救いの方法なのです。キリストがこの世に生まれ、人々の間にある「敵意の壁」（エフェソ2・14―16参照）を打ち壊したのですから、わたしたちが具体的に差別や争いをなくしていくように働くことは、キリストの救いのわざに参与していくことなのです。



聖職者、修道者、信徒、それぞれの役割

Q  
6

教会に属する者は、社会問題についてそれぞれのかかわるのですか？

Question No. 6

A

教会は、キリストを信じて洗礼を受けた人々の共同体です。彼らは皆、神のことは告げ（預言職）、神と人を愛するために自分を神に差し出し（祭司職）、人類社会を神の意に沿って刷新する（王職）というキリストの働きに参与するよう招かれています。ただし、各自は、

自分が神から受けた召命に応じた形で参与します。ある者は叙階の秘跡によって司教、司祭、助祭という聖なる奉仕者とされ、ほかのキリスト者は信徒と呼ばれます。また、聖職者と信徒の双方から神によって招かれ、福音的勧告（清貧、貞潔、従順）の誓願による特別な方法で神に奉獻されたキリスト者は修道者と呼ばれます。<sup>\*1</sup>

信徒は、キリスト者としての良心と福音の価値観に従って、市民としての義務を果たしながら、この世にその価値観を浸透させるといふ使命を果たします。同時に、信徒はこの世のことがらを神の望みに沿うかぎり尊重し、<sup>\*3</sup> 自分に与えられた能力と責任をもって他の市民と協力します。<sup>\*4</sup> しかし、教会は、必要と認める場合は、世俗的なことに対して信仰に基づいて道徳的判断を下す権利と義務を行使します。<sup>\*5</sup> キリスト者は、政治に参画するとき、「政治は人間の尊厳と人間の真の発展に奉仕する」といふ原理を尊重します。科学技術の進歩に伴う問題に対しては、道徳的原理を一貫して尊重する態度が必要です。人間のいのちの尊厳を否定するような法案に関して、キリスト者には、人のいのちに関するより深い理解とすべての人がこのことについてもっている責任について、社会にあらためて思い起こさせる権利と義務があります。結局、「信徒は、二つの並行した生活をしているではありません。（中略）キリストであるぶどうの木につながった枝は、すべての領域の存在と活動において実を結びます。実際、信徒の生活のあらゆる分野が神の計画の中に入っています。神は、そのあらゆる分野が、御父の栄光と他者への奉仕のためにキリストの愛が表され、実行される『場』となることを望んでいます。仕事上の能力と連帯、家庭に

おける愛と献身、子どもたちの教育、社会奉仕と公共生活、文化の領域における真理の促進など、すべての活動、状況、実際的な責務はみな、「信仰、希望、愛の絶えざる実践」のための摂理的な機会なのです<sup>\*6</sup>。

奉獻生活に召された人々も、福音的勧告に従う生活を通してイエスの使命を続けるためにこの世に派遣されています<sup>\*7</sup>。彼らは、現代の出来事に積極的ににかかわることによって、神の計画に従って働くようにとの神の招きを聖霊の助けによって識別し、世界の新たな問題に対して答えを出すよう招かれています。とくに、飢えや暴力や差別などでゆがめられた兄弟姉妹の顔に神の顔を見て、世話をするよう駆り立てられます。非常に弱い立場に置かれているために貧しくされた人々、心と身体の病で苦しんでいる人々、教育を受けられずにいる人々に奉仕して、神と兄弟姉妹に完全にささげられた生き方をあかしします。キリストへの愛ゆえに清貧の生活を送り、交わりの生活とすべての人との対話を通して、貧しい人々の権利を擁護し、不正を告発し、正義の促進のために尽力することができます。彼らは、文化を担い、福音によって変容させ、成長させることにも貢献します。

聖職者は、本来、永遠の愛のいのちをあかしし分かち与える者でなければなりません<sup>\*8</sup>。したがって、「国家権力の行使への参与を伴う公職を受諾することは禁じられ<sup>\*9</sup>」ており、原則として「政党および組合の指導に積極的に関与してはならない<sup>\*10</sup>」のです。しかし、一市民として、福音の精神と教会の社会教説に従って社会の建設と生活に参与し、寄与しなければなりません<sup>\*11</sup>。牧者

としても自国の秩序と正しい法律を守るよい手本とならなければなりません。<sup>\*12</sup> また、人々の政治や経済にかかわる実生活と生活条件に無関心なら、人々に奉仕することはできません。<sup>\*13</sup> 何よりも、司教は、司祭たちとともに、信徒のあらゆる活動が福音の光で照らされるように教えなければなりません。<sup>\*14</sup> 司牧者の任務は、「創造の目的とこの世の使用に関する原則を明らかにし、この世のことがらの秩序がキリストにおいて刷新されるよう道徳的、霊的な助けを与えること」<sup>\*15</sup> にあります。聖職者はまた、人々の間に正義に基づく平和と調和を保ち続けるようつねに最大限の努力をしなければなりません。<sup>\*16</sup> 司祭には、信徒が教会だけでなく社会の中でそれぞれの立場で果たすべき使命を認め推進する責任があります。<sup>\*17</sup>

— 教皇ヨハネ・パウロ二世は、司教に関する使徒的勧告『神の民の牧者』（二〇〇三年）の中で次のように述べています。<sup>\*18</sup> 世界の至るところで、戦争やさまざまな不公平の結果、貧しい人々と豊かな人々との差は深刻になり、子どもや青年、女性たちはますます悲惨な生活に追い込まれています。司教は、このような人々の「人間としての権利の擁護者」です。司教は、教会の倫理に関する教えを宣言して、いのちを受精の瞬間から自然の死まで守ります。

司教は、テロ、民族や国民の抹殺を断固罪悪とみなし、不正に泣き叫んでいる人々、迫害されている人々、仕事に就けない人々、暴力や性虐待を受け、労働や兵役を強制されている子どもたちのために声を上げます。神との一致および全人類の一致の秘跡である教会と同じように、司教は、正義と人権に深い関心をもって貧しい人々を父親のように守り、希望を与えます。

司教は、多くの惨事を前にして目をつむることはできません。資源を公正に分かち合うことができる時代でありながら飢えと貧しさに苦しむ人がいることについて、黙っていることはできません。戦争や圧政や経済的な差別のために避難や移住を余儀なくされている人々と連帯することを表明しなければなりません。マラリアやエイズ、非識字、希望のないストリートチルドレン、性の商品化、暴力のための宗教の利用、麻薬や武器の売買などを前にして、救いの手立てを考えなければなりません（詩編12・6参照）。

このような状況は、今すぐ平和を訴え、力を合わせてともに平和を築くよう招いています。教会は、「平和を実現する人々は幸い」（マタイ5・9）といわれたキリストの平和を宣言し続けます。平和は、毎日の生活を織りなすさまざまな小さな行いを通して果たされる責任です。平和は、それを告げる人と造る人を待っています。そのような人々は、キリスト教共同体の中にいるはずです。その共同体の牧者は司教です。司教は、「圧迫されている人を自由にし、主の恵みの年を告げるため」（ルカ4・19）に求められた主イエスに倣い、キリスト者は個人と社会の全体的な発展をも強く望んでいることを示します。武力紛争のあるときには、権利の主張を勧めながらも、キリスト者はどのような場合にも復讐をせず、敵をゆるし愛するように努力すべきであることを思い起こさせます。本当の平和は、ゆるしを通してのみ可能だからです。

情報技術の驚異的な進歩のおかげで経済や文化の面で世界が一つになりつつあります。しかし、取り残される人々も少なくありません。司教は、人格の尊厳と連帯と補完性の原理を尊重しつつ、

愛のわざを世界に広げなければなりません。債務帳消しは、その一つの方法です。

世界的な視野に立って自然環境と資源を守ることにも必要です。それは人類の存亡にかかわることです。環境破壊は、経済的な利益だけが追求されて、いのちが尊重されていない結果です。いのちを守るといふ人間の心の環境こそ第一に考えるべきものです。創造主は、人間を天地万物の管理人としてその中心に置かれたからです。司教はそれを教える義務があります。

司教は、「いのちの福音」を告げる義務をも与えられています。人々の心と身体の健康増進のため働く人々を司牧することも考えなければなりません。受精から死に至るまでのいのちの軽視（人工妊娠中絶や安楽死）および家庭の軽視に対して、司教は断固反対し、家庭が「家の教会」となるよう推進しなければなりません。

司教はまた、武力紛争、不安定な経済状況、政治的、民族的、社会的紛争、自然災害などの理由で避難や移住を余儀なくされている人々のためにも、牧者としてそれぞれの事情に合った世話をしなければなりません。

世界とその問題、挑戦、そして希望を受け止めることは、司教が身を挺して希望の福音を宣言することに含まれています。司教は「希望の人」でなければなりません。

\* 1 第二バチカン公会議『教会憲章』18、28、31、43、教会法第204条、573条、1008条参照。

\* 2 『カトリック教会のカテキズム』2240参照。

- \* 3 第二バチカン公会議『現代世界憲章』36参照。
- \* 4 第二バチカン公会議『信徒使徒職に関する教令』7、同『教会憲章』36、同『現代世界憲章』31参照。
- \* 5 第二バチカン公会議『現代世界憲章』75参照。
- \* 6 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『信徒の召命と使命』59。教皇庁教理省『教理に関する覚え書き——カトリック信者の政治参加に関するいくつかの問題について』6 (DOCTRINAL NOTE on some questions regarding The Participation of Catholics in Political Life : 二〇〇二年) 参照。
- \* 7 奉獻生活者の社会とのかかわりについては、教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『奉獻生活』第三章(72—103)、教皇庁奉獻・使徒的生活省『キリストからの再出発——第三の千年期における奉獻生活の刷新』第四章(33—46) 参照。
- \* 8 第二バチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』3参照。
- \* 9 教会法第285条第3項。
- \* 10 教会法第287条第2項。第二バチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』6参照。
- \* 11 教皇庁福音宣教省指針『福音宣教省管轄の諸教会の教区司祭のための司牧の心得』31 (Pastoral Guide for Diocesan Priests in Churches dependent on the Congregation for the Evangelization of Peoples : 一九八九年) 参照。
- \* 12 同参照。
- \* 13 第二バチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』3、注20参照。
- \* 14 第二バチカン公会議『現代世界憲章』43参照。

## キーワード

③

『レールム・ノヴァルム』以後の社会回勅(2)

前項で挙げたもの以外、つまり『レールム・ノヴァルム』を記念する形ではなく発布された社会回勅には次のものがある。

東西冷戦の極度の緊張状態を踏まえ、平和の保持を訴えたヨハネ二十三世『パーチェム・イン・テリス』(一九六三年)、南北問題という地球規模の経済格差の是正を求め、諸民族の真の発展の道筋を示したパウロ六世『ポプロールム・プログレ

\* 15 第二バチカン公会議『信徒使徒職に関する教令』7。

\* 16 教会法第287条第1項参照。

\* 17 教会法第275条第2項参照。

\* 18 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勸告『神の民の牧者』66—72参照。

シオ』(一九六七年)、その『ポプロールム・プログレシオ』発布20周年を記念したヨハネ・パウロ二世『真の開発とは』(一九八七年)である。さらに、ベネディクト十六世初の社会回勅である『真理に根ざした愛』(二〇〇九年)は、二年ほど遅れてはいるとはいえ、『ポプロールム・プログレシオ』発布40周年を記念している。同回勅で教皇は『ポプロールム・プログレシオ』を「現代の『レールム・ノヴァルム』と位置づけている。





そもそも聖職者が政治的な発言をすることは許されることなのですか？



教会には社会に対する使命があり、それは教会の各レベル——個人、家庭、小教区、教区、国および全世界——にかかっており、各レベルでの取り組みが必要とされます。社会問題に関して、教会は独自の基準をもっており、それはすべての人への神の限りない愛を前提としています。さらに、一人ひとりの人間の尊厳、そしてその尊厳に由来する生存権、自由の権利、参画の権利が社会において尊重されることを第一の目標とします。それは、可能なかぎりにおいて、この世における神の国の実現です。第二バチカン公会議は、教会が「すべての人の一致のしるしであり、そのための道具<sup>\*1</sup>」だと教えました。その一致とは抽象的なものや霊的な次元のみなことではなく、具体的に人間の社会にある格差、差別、除外と分裂を乗り越えていくことを意味するのです。キリスト者一人ひとりおよび各レベルの教会共同体はその一致にかかわる使命を受けており、その使命は必然的に社会への取り組みを意味します。『教会の社会教説綱要』は次のように述べています。「キリストのうちには神は個人だけでなく、人間どうしの社会関係もあがないます<sup>\*2</sup>」。これは、この世における社会関係が神の国の一側面をなしていることを意味し、こ

の世における神の国の実現を使命とする教会には、社会関係に関与する必要があることを教えているのです。

聖職者として司教は、キリスト教信仰の社会的次元を明確にし、社会に関する教会の教えを深く理解し、社会の現実的な状況と照らし合わせて信徒を教え導かなければなりません。「神の国の実現」を特定の社会体制や観念と同一だと考え、教会を特定の政治勢力やイデオロギーと結びつけることはできませんが、社会問題や、社会や政治において取り上げられている課題に関して、教会の教えを説く必要があります。

また、具体的な法案や法律について教会の立場から公に発言する必要があります。これは、たとえば中絶問題、徴兵制度、核兵器の製造や使用、死刑制度、人種差別、労働問題や労働者の権利、経済と格差の問題、移民対策、少数民族や先住民族の権利、自然破壊など、諸問題に関する教会の見解を明確にする必要があるということです。

\* 1 第二パチカン公会議「教会憲章」1。

\* 2 教皇庁正義と平和評議会「教会の社会教説綱要」52。


 8

聖職者が社会問題にかかわることは、どこまで許されるのですか？



政治問題に聖職者がかかわる際の基準や範囲については、義務づけられること、許されること、そして禁止されることがいずれもあります。

義務づけられることは、まず教会の社会教説も実際の社会状況もよく知り、関心をもつことである。『教会の社会教説綱要』は、司祭や神学生は「社会領域に関する教会の教えや司牧的関心についての徹底した知識を得るとともに、その時代の社会問題に対する強い関心をもたなければなりません」と述べています。それはいうまでもなく、社会に対するかかわり方の、適切な奨励と指導ができるようになるためです。『教会の社会教説綱要』は「適切な養成計画を通して、司祭は社会教説を知らせ、社会教説の積極的主体となる権利と義務があることをその共同体の信徒一人ひとりが意識するよう促進しなければなりません」とも述べています。

義務づけられずとも許されることは、上記の義務づけられることと禁止されること以外の一切のかかわり方であり、実に広い範囲のものであります。多くのことから、社会状況と共同体の状況に鑑み<sup>かんが</sup>たうえて、本人の裁量にゆだねられます。修道会司祭の場合、会憲によって社会へのかかわ

りが義務づけられていることもあります。多くの修道会は社会問題へのかかわりを奨励する方針をとっており、「貧しい人のための優先的選択」などのような表現で修道会の会憲に組み込まれている例は多々あります。

実際に、聖職者が社会に多くかかわってきています。近代以降だけを見ても、歴史に残っている例は少なくありません。フランス革命の際には、革命政府が司教の任命権における教皇庁の権限を認めなくなるまでは、多くの司祭が革命に対してかなり積極的に協力しました。また、メキシコのスペインからの独立運動における司祭の役割は大きなものでした。さらに、アイルランドにおける英国支配に反対する運動、オーストラリアでの先住民族の権利擁護、アメリカの黒人差別撤廃運動、ベトナム反戦運動、核兵器廃絶運動等々における司祭のかかわりは顕著なものです。聖職者に禁止されることは根本的に二つあります。「政治体制の構築や社会生活の組織づくり\*<sup>3</sup>に直接に介入すること」と「国家権力の行使への参与を伴う公職を受諾すること」\*<sup>4</sup>の二つです。

\* 1 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』533。

\* 2 同 539。

\* 3 『カトリック教会のカテキズム』242。

\* 4 教会法第285条第3項。

9

Question No. 9

聖職者は信徒にとって指導者の立場であるので、その「政治的発言」は異なる考えをもつ人を排斥することにならないでしょうか？



「政治的発言」といわれる社会に関する発言に限らず、司祭と信徒の間の見解の相違は教会における対立や、場合によっては疎外感を生じさせる原因となりえます。ですから、司祭の司牧における姿勢が重要です。さまざまな対立視点をもつ人たちとの対話の姿勢が必要なのです。社会に対するかかわりに限らず、すべてにおいて司祭は、一方的な押しつけを避ける必要があります。

しかし、それが社会へのかかわりを軽視する結果になってはいけません。信徒との相互理解を深めながら、社会への適切なかかわり方を探求するために、司祭と信徒の両者による社会教説の学習と社会問題や社会状況に関する深い考察が必要であり、この学習と考察を、司祭と信徒が一緒に行うことが好ましいと思われまます。

しかし、それで必ずしも問題が解決ができるわけではありません。差別問題などに対して司祭がとった姿勢のために、信徒の反感を買ってしまう例は実際にあります。重大な社会問題に対応

## キーワード

## ④

## 補完性の原理 (subsidiarity)

補完性の原理は、欧州共同体における共同体と加盟国との関係を定める基本原理でもあるが、元来カトリック教会において生まれられた概念である。

レオ十三世は『レールム・ノヴァルム』において「個人も家族も、国家の中に没し去つてはならない」としたうえで、全体の利益が侵され、それを守る手段が他にない場合には「公権に頼らなければならぬ」とし、個人の権利を守るためには

する必要性がある場合、信徒からの反対があるとしても、司祭がそれに屈してはならない場合もあります。司祭はできるだけ信徒との協力の姿勢をもたなければなりません。差別や格差などの重大な問題について、信徒の態度への懸念のため、司祭が前項の回答に述べた義務を果たさなくなるべきではありません。

逆に、社会問題に関心のある信徒に対しては、同程度にその問題の重要性を認識していないとしても、司祭はその活動に、それが教会の教えにかなうものであるかぎり、理解を示す必要があります。

国家の干渉が必要な場合があると述べている。

この考えはピオ十一世の回勅『クアドラジエジモ・アンノ』において発展し、補完性の原理が概念として明確になる。この回勅で教皇は、高次な集団が「下級団体からその果たしうる役割を奪う」ことは「不正」であり、国家はそれらを個人や下級団体にゆだねなければならないと述べ、「状況に即し、必要に応じて」指導、監督、奨励、抑制することが国家の任務であると説いている。

  
10

Question No. 10

教皇や教皇庁は日本司教団の社会的な動きに対し、どのような見解をもっていますか？



1 二〇〇七年十二月の日本司教団のアド・リミナ訪問キにおいて、教皇ベネディクト十六世は司教団との謁見で、その社会的活動について次のように述べました。

——他の国々が日本から学べることもあります。それは、日本が古来の文化の中で蓄積してきた知恵、また、とくに過去六十年間、国際政治において日本がとってきた立場を特徴づける、平和へのあかしです。皆様は、武力紛争が罪のない人々に多くの苦しみをたらしている世界の中で、この平和へのあかしの変わることに重要なことについて、ますます教会の声を示してこられました。わたしは、皆様が日本の国民生活における公共的なことに関して発言し続け、さまざまな声明の広報と宣伝に努めてくださるよう勧めます。それは、これらの声明が社会のあらゆるレベルで適切なしかたで知られるようになるためです。こうして福音のもたらす希望の知らせは、人々の心と思いと真の意味で触れるようになります。そこから、人々は、未来への確信を強め、いのちへの愛と尊重を深め、皆様の国に住む外国人や滞在者に対してより開かれた心をもつことができるようになるのです。「希望をもつ人は、生き方が変わります。新しいいのちのため

ものを与えられるからです」(教皇ベネディクト十六世回勅「希望による救い」2)。

2 二〇〇五年から二〇一一年まで駐日ローマ教皇大使を務めたアルベルト・ポッターリ・デ・カステッロ大司教は、年に二回開催される司教総会の開催時のあいさつで、たびたび日本の司教たちの社会に対する働きかけについて触れています。これらは、教皇の信任を受けた大使が公式に述べることばです。

——皆様は、人間のいのちの尊厳にかかわるさまざまなことがらや、正義と平和の諸問題に関して重要な声明を発表されました。皆様が準備しておられる、日本における政教分離の原則に関する声明は、人間の政治・社会活動の真理に関する皆様の教えの一部分をなすものです。わたしはこの作業を関心をもって見守り、この声明が日本だけでなく他の国にとっても意味のあるものとなるように祈ります。(二〇〇六年六月十二日、二〇〇六年度定例司教総会)

——政治的・社会的な諸問題に関する皆様の教説が、聖職者と信者を導き、教えるだけでなく、日本の政治的・社会的発展にかかわるすべての人にとって靈感と勇気の源泉となりますように祈ります。(二〇〇七年二月十九日、二〇〇六年度臨時司教総会)

——最近成立した、新しい「教育基本法」と、「日本国憲法の改正手続に関する法律」は、日本国内だけでなく世界の多くの国々においても、多くの人々の懸念を引き起こしています。人々は言論の自由や信教の自由が損なわれることや、戦争放棄(それは日本国憲法に記され、多くの



人にとって、人類が紛争解決のために暴力を用いないことへの希望と祈りの象徴です）が、人類の利益によってそれほど重要でないことに取って代わられることを心配しています。皆様は、政教分離の原則、憲法九条が日本だけでなく他国に対してももつ価値、そして平和のために働くことの重要性について、さまざまな明確な声明を出してこられました。これらはまことに称賛すべき勇気ある声明です。わたしはこの機会に、これらの声明と、平和と社会の一致を守るための皆様の努力をわたしが支持することを確認させていただきたいと思えます。この平和のおかげで、日本の教会は発展し、日本も過去五十年以上の間繁栄できたからです。多くの人が、今、明確な方向づけと勇気ある指導を期待しています。わたしは皆様の最近の声明が日本の未来と世界平和に関心をもつすべての人から大いに歓迎されることを確信しています。（二〇〇七年六月十八日、二〇〇七年度定例司教総会）

——社会司教委員会の文書「2009のちを守るための緊急アピール」を興味深く拝見しました。信者が同時代の問題に照らして信仰を理解するための助けとなる、このような発言が教会の中で必要とされています。ローマの教皇庁正義と平和評議会の作成による『教会の社会教説綱要』日本語版の刊行もたたえたいと思います。これもすばらしい事業です。（二〇〇九年二月十六日、二〇〇八年度臨時司教総会）

——新たに始まる裁判員制度に関する問題について、できるだけ早く議論しなければならぬことはいうまでもありません。これは信者の良心の問題にかかわるからです。（二〇〇九年六月十

五日、二〇〇九年度定例司教総会

——貧しい国々から日本に来た人々にとって、仕事を見つけ働き続けることは困難です。それほどばかりか、移住者も景気後退のために大きな不安と不安定に苦しんでいます。(中略)わたしは、司祭、修道者、信徒が、移住者の側に立ち、彼らを助け、支えようと努めておられるのを知っており、このような形で愛のわざと司牧的配慮を行うことは、日本のカトリック教会の寛大な心を深くあかししています。(二〇一〇年六月十四日、二〇一〇年度定例司教総会)

以上のことから、日本の司教団は教皇と教皇大使の意向に一致して社会問題に取り組んでいる、ということが分かります。

また『教会の社会教説綱要』もこれを追認しています。「社会教説は司教たちの教導権に含まれ、それぞれの地域における固有の状況に合わせて明確化され、解釈され、実践されるのです。また司教たちの社会教説は、ローマ教皇の教導権に対して効果的な貢献を果たし、それに勢いを与えます。このようにして、社会教説においては、教皇と、教皇と交わりのある司教の一致を浮き彫りにする一種の循環が成立するのです。そして、教皇の普遍的教導権と司教たちの地域教会における教導権が補完し合い、統合されていくことによって、教説全体が形成されていくのです\*2」。つまり、それは社会教説を明確に宣言する教皇庁と、社会教説が具体的に実践される現場との間の対話のプロセスなのです。

## キーワード

⑤

## 共通善 (common good)

共通善は、人間共同体を成立させる基本原理であり、単なる公共福祉を超えるものである。また教会の社会教説にとつては、その中心をなす概念である。プラトン、アリストテレスに始まり、共通善は古代から幾多の哲学者によつて考察されてきた。トマス・アクイナスは「多数者の社会生活は、共通の善を意図する何者かがこれを統轄するのでないかぎり存在しえない」(『神学大全』I, q. 96, a. 4、高田三郎、山田晶訳)としている。

『ルールム・ノヴァルム』以降、歴代の教皇も共通善追求の重要性を強調している。ヨハネ二十三世は、共通善の概念は「人格の円満な発達を人類に可能にしかつ促進するような社会状態によつて育成されるもの」であり、「勤労の報酬と収益との調整は、自国の、および全人類社会の共通善の要求に合わせてなされる」べきであると述べている(『マーテル・エト・マジストリア』)。

\* 1 「アド・リミナ訪問」とは「使徒ペトロとパウロの墓前を訪れる」という意。五年に一度、司教団

として教皇庁を定期訪問することになっている。

\* 2 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』80。

11

Question No. 11

秘跡にあずかり、祈ることこそ信者に求められることであり、信者にできることは「平和」を「祈る」ことではないのですか？

A

キリストは「わたしに向かって、『主よ、主よ』という者が皆、天の国に入るわけではない。わたしの天の父のみ心を行う者だけが入るのである」（マタイ7・21）と教えられました。また、最後の審判のたとえ話（マタイ25・31―46）では、是認される基準は祈りではなく、行動なのです。つまり、飢えている人、のどの渴いた人など、困っている人への実際の手助けが必要なのです。祈りだけでなく、行動が必要であることは新約聖書を貫く考えです。祈りが伴わない社会的かわりは基盤のもろいものになり、行動が伴わない祈りは誠意に欠けるものになるでしょう。祈りと行動の両方が必要です。

  
12

Question No. 12

修道会員が政治活動に熱心になることは危険ではないですか。セクト化していく恐れはありませんか？



教会の中の一つの集団が信仰生活の一部だけにとられ一部だけに専念すると、宗教のあり方が偏ってしまい、セクト化する危険が必ずあるでしょう。それは宗教そのものに伴う危険性でしょう。修道会について、その危険がことさら大きいとは思えません。修道会は活動の目安となる会憲をもっていますし、一般に民主主義的な決定のプロセスを有していますから、そういった枠組みをもたない集団と比べて、その危険性は比較的少ないかと思われます。しかし、信仰の一部だけにとられ過ぎ、一つの側面だけに専念し、他のところがお粗末になるようなことは危険なことです。信じる人すべては注意する必要があります。

それは決して、社会活動に限ってのことではなく、霊的な側面に固執し、キリスト教の共同体的な側面や社会へのかかわりを忘れてしまう場合も、同じくセクト化する可能性をもっています。肝心なのは偏らないことです。典礼をはじめキリスト教共同体を形成するための活動、祈り、信心活動を含めた霊的生活、家庭生活、近所付き合い、仕事等を含めた日常生活における信仰の

実践、そして貧しい人々、抑圧される人々、除外される人々のための活動（社会活動、政治活動を含む）のいずれも信仰生活に欠かせないものであり、そのうちの一つがおろそかにされると偏った信仰のあり方になってしまいます。

ただし、すべての信徒、修道者、または司祭がまったく同じ度合いですべてに力を入れるというよりは、個人差があってもいいものでしょう。一人ひとりが自分の自然な傾きを生かし、修道会に観想修道会と活動修道会があるのと同様に、各小教区、各修道会において、社会活動により重点を置く人と、祈りの生活、共同体、典礼等により重点を置く人がいるのはあたりまえなことです。

そういう違いが亀裂の原因になってはいけません。むしろ相互に、極端な偏り方をしないための手助けをし、尊重し合い、補足し合って、協力し合うものとならなければなりません。


  
 13

Question No. 13

信徒は、教会から「政治的な」思想を一方的に押しつけられるのでしょうか？

A

原則として、信徒は社会に関する思想を一方的に押しつけられるところか、教会の考え方の形成に参加します。『教会の社会教説綱要』は、「教会共同体のすべての者（聖職者、修道者、信徒）が、それぞれの異なる役割とカリスマに従って、社会教説の成立に協力するのです」と述べています。当然、政治に関する教会の思想もそこに含まれています。社会の中で信仰や種々の教えを実践していこうとすることにより、信徒にあっては、社会や政治などに関する自分なりの理解が形成されることでしょう。その経験は、小教区や教会活動における分かち合いを通じ、教会共同体に提供することができます。また、教会のさまざまな広報機関などにおいて、自己の経験に基づいた見解を述べることにより、現代世界へのキリスト教信仰のより適切な適用、その方向性の模索に参加することもできます。またそうすることが望まれています。ここで想定されていることは、まず社会教説が直接適用される現場（小教区、さまざまな使徒職や活動、社会における信徒の生活等）レベルでの熟考、そして現場レベルと司教との密接な交流、さらに司教を介しての教皇庁との交流です。この交流によって、現場と教皇庁の間に一種の循環が成立

し、互いに補完し合うことにより、社会や政治の問題に関する教会の教えが形成されるのです。

『教会の社会教説綱要』は、社会教説は発展していくものと述べています。発展とは、社会の変動に伴って、信仰によって要求される取り組みが変わっていくことを意味しますが、そこにおいてもやはり信徒の経験が重要な参考となります。小教区レベルでの社会や社会問題に関する交流も大切であり、またその交流が司祭や教会のさまざまな組織を通してより広い教会の議論に反映されることが必要です。

そういう意味で、社会教説は決して上から一方的に押しつけられるものではありません。むしろ、教会の指導者と各現場との対話によって豊かになっていくものです。歴史的にみても、現在の社会教説の公式文書の先駆となった回勅『レールム・ノヴァルム』の背景には、産業革命以降の社会に対応する数多くの信徒および信徒の集団の経験と思想の存在があります。信徒のレベルの話し合いが不十分であったり、それが司祭や教会のさまざまな組織や集団を通じて十分に司教団に伝えられなかったりすると、社会教説における不可欠な貢献がおろそかになってしまいます。ただし、そこには二つの注意が必要です。まずは、いくら対話に参加するものであるとしても、基本的な信仰は守られなければなりませんし、社会教説の新たな発展は今までの発展を踏まえるものでなければなりません。信仰においては揺るぎないものがあり、教会がすでに明確にしていることも多くあります。それを守り、教会が多様な問題に関して述べてきたことを参考にする必要があります。『教会の社会教説綱要』は社会教説を遵守することに関して次のように述べてい



ます。「社会教説は教会における倫理的な教えの一翼を担っており、その意味において道德に關する教えと同様の尊厳と權威をもっています。それは真の教導権に基づくものであり、信徒はそれを受け入れ、遵守する義務があります<sup>\*2</sup>」。

なお、信仰に従い、教会の教えを踏まえたくて、どのような対策を必要とするのか、あるいはそのためにたとえばどのような政治家や政党を支持すべきかといったことについては、当然信徒一人ひとりが決めることです。「教会の社会教説綱要」は次のようにも述べています。「種々の教えの教義としての重要性と、それに対して求められる従順は、教義の本質によって、またどの程度偶有的なことがらや変化することからに依存しているかによって、さらに行使される頻度によって決まります<sup>\*3</sup>」。

二つ目の注意も重要です。信徒が対話に参加するといっても、それが特定の信徒や信徒の集団に特別な影響力を付与するものとなつてはいけません。特定の社会階層やイデオロギー集団等が教会に対して特別な力をもつようになることはやはり避ける必要があります。

\*1 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』79。

\*2 同80。

\*3 同。

  
14

信徒の政治的姿勢を導く具体的な指針が教会にはあるのですか？

A

どういふ政治体制、あるいは政党や政策を支持するかは、一人ひとりの信徒が自分の良心に従って決めることですが、その良心を導くための倫理的枠組みがあります。教会自身は何ら政治的計画をもってはいませんし、特定の政治体制、社会体制、経済体制等を規定しようとするようなことはありません。確かに、社会問題を指摘し、解決を呼びかけることはあります。また、特定の政治姿勢や社会に対する方針を是認し、支持を呼びかける場合もあります。しかし、通常これらは、信徒の良心を導くことや一般の人の良心にアピールするためであり、特定の結論を強要しようとするものではありません。ましてや、特定の政策、政治体制、政党、法や法体制を規定し、それに従うことを信徒に義務づけるようなことは――仮に極端な状況において、それがありうると考えても――通常はありません。教会が目指しているのは、社会や政治にかかわっている人々の良心を照らすことです。教会が信徒に期待する根本的な政治的姿勢は、教会の教えに照らして自分の良心を育成し、その良心に従って社会や政治にかかわることです。

教会が求める信徒の政治的姿勢に関して、少なくとも次の三つのことがいえるでしょう。

## (1) かかわりをもつこと

教会は、具体的にどのようなかかわり方をするかについての判断は信徒自身に任せますが、社会にかかわること自体は、信仰生活の重要な側面であると認識しています。教皇パウロ六世は「信徒の皆さんの役割は、受身的に命令や指針を待たず、自由な発意をもって生活している共同体の精神、風習、法律、組織にキリスト教的精神をしみ通らせることです」と述べています。そしてこの役割を果たすことにおいて、信徒がかかわる領域に関し『教会の社会教説綱要』は、「家族のことであり、労働、文化、学術、研究の領域における専門的な務めのことであり、また社会、経済、政治」であると述べています。どのような分野に重点を置くかに関しては個人差があるとしても、市民一人ひとりが主権にあずかる民主主義体制においては、政治が多かれ少なかれすべての信徒にとってこの役割の遂行の場となるでしょう。教皇ヨハネ・パウロ二世は「信徒は『公共生活』への参加を放棄することは絶対にできません。公共生活とは、組織的にまた制度的に共通善を促進することを目的としている経済、社会、法律、行政、文化上の多様な分野を意味しています」と述べています。

## (2) 方向性を示す

教会は具体的な手段、政策、体制は示さずとも、その方向性は示しています。それはとくに教会の社会教説の根本原理と基準によって示されています。これらはすでにQ2において取り上げました。すなわち、人間のいのちの尊厳、共通善、この世の物は万人のためにあること、補完性、

参画、および連帯の原理です。

人間のいのちの尊厳は基本的で、社会がその尊厳を尊重し、擁護しなければならないことは基本的な前提です。この世の物は万民のためにあるという原理はその尊厳に直結しており、すべての人が自分の生命を維持するために必要な物質財を手に入れる権利があり、この権利が他のあらゆる権利より優先し、構成員のすべてが生命を維持するための衣食住を手に入れることができるように社会が組織されなければならないことを意味します。<sup>\*4</sup>

補完性、参画、および連帯は相互に関連の深い原理であり、人間が互いにつながり合うよう創造されていることを前提とし、家族の関係等を含めた人間一人ひとりの重要な関係が尊重されなければならぬこと、社会に十全に参画する可能性が一人ひとりに保障されなければならないこと、そして社会がより充実した一致に向かう必要があることを主張する原理です。補完性の原理は、社会や国家などの集団に所属する個人、家庭、小集団等は、その主体性が損なわれてはならず、より大きな集団は、個人、家庭、小集団の力が及ばないところで補うものでなければならぬことを意味し、一人ひとり、あるいは小集団に、適切な自由が保障されなければならないことを主張する原理です。<sup>\*5</sup> 参画は差別、除外、周縁化を否定する原理です。<sup>\*6</sup> 連帯の原理は、人類が究極的には一大家族であり、各社会集団が究極目的として、全人類規模での一致と和解に向かうべきであることを意味します。<sup>\*7</sup>

共通善の原理は、ある意味で上記の原理を総括する原理です。教会の社会教説には、「すべて

の人の全人的善」もしくは「すべての人の全人的発展」というような表現がしばしば見られます。この場合の「すべての人」とは、個人としての一人ひとりを指すと同時に一家族としての全人類を指します。共通善の原理は、前述の原理とその原理に由来する権利は分割できないことを意味します。それは、この世の物は万民のためにあるという原理、補完性の原理、連帯の原理を相互に切り離し、あるものを満たしあるものを損なわせることはできないことを意味します。たとえば、補完性の原理に反して自由が損なわれる人にあつては必然的に連帯の充実も損なわれ、生きるための必需品を手に入れる可能性も危ぶまれます。これらの原理、そしてこれらの原理から派生する権利は相互に関連づけられており、総合して求められなければなりません。それと同時に、これらの原理を、ある社会集団には適用し、ある社会集団に適用しないという形の「分割」もできないことを意味しています。人々の善は互いにつながっており、特定の人の善が損なわれていくならばすべての人の善に支障があり、特定の人の権利が損なわれるならばすべての人の権利が危うくなります。ですから、人間一人ひとりには自らの善のみを求めるべきではなく、自らの善がすべての人の善につながっていると認識して、すべての人の善を求めるべきなのです。とくにキリスト者一人ひとりを含む教会の取り組みは、右記の原理が十分に適用されておらず、右記の権利が十分に満たされていないすべての人に目を配るものでなければなりません。

### (3) 糾弾および否定の側面

教会が具体的な政策等を規定しようとしないうことは、人権や道徳に反する具体的な政策

を否定する、もしくは糾弾する可能性を排除するものではありません。『教会の社会教説綱要』には「社会教説は、社会をさまざまな形で動かし、社会の構造の一部となってしまうている不正と暴力の罪を糾弾する義務も負っています。公然たる糾弾によって教会の社会教説は、無視され、侵害された権利——とくに貧しい者、小さい者、弱い者の権利——の審判者、またその擁護者となりません」とあります<sup>\*8</sup>。それに伴って、人権や道徳に反する政治計画への信徒の加担も否定されます。たとえば、妊娠中絶を容認する法に関しては、信者は支持すべきではない（つまり、実際にある選択肢のうち、生命をもっとも守るものを選ぶべきである）と教皇ヨハネ・パウロ二世は指摘しています<sup>\*9</sup>。道徳に反する他のことに関しても、「支持すべきではない」という教会からの指示はありうるものです。『教会の社会教説綱要』でも触れられていますが、一九三〇年代に当時の教皇ピオ十一世が、ナチス政権への協力を控えるようドイツの信徒に呼びかけたことは一つの例となります<sup>\*10</sup>。しかし通常は、各国における教会の姿勢に関し教皇庁は介入せず、それはその国の司教に任されています。本書の付録に示しているとおり、特定の問題について各国の司教協議会が自国の信徒に対して呼びかけをしています。

\*1 教皇パウロ六世回勅『ポプロールム・プログレシオ』81。

\*2 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』543。

\*3 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勸告『信徒の召命と使命』42。

## キーワード

⑥

## 第二バチカン公会議

教皇によって全世界の司教が招集され、教義や信仰生活にかかわることがらを決議する、カトリック教会内の最高会議が公会議である。

第二バチカン公会議は、一九六二年にヨハネ二十三世によって招集され、その死後はパウロ六世に引き継がれ、一九六五年まで四会期にわたって開催された。現代の要求にこたえるべく教会の全面的な刷新を意図した会議である。また、教会の

\* 4 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』171―184参照。

\* 5 同185―188参照。

\* 6 同189―191参照。

\* 7 同192―196参照。

\* 8 同81。

\* 9 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『いのちの福音』73参照。

\* 10 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』92参照。

現代化を図ることにより、これまで交わりのなかったキリスト教諸教会との和解や諸宗教対話の道筋も示された。公文書として、『典礼憲章』『教会憲章』『啓示憲章』『現代世界憲章』の四つの憲章と、九つの教令、三つの宣言が発表された。

従来、世界中でラテン語にて挙行されてきた典礼が抜本的に刷新されるなど、カトリック教会にとつて新時代を画することとなった、まさに歴史的な出来事である。





第二部 教えに照らした具体的行動の根拠

第二部では、まず聖書に基づいて政教分離に関する基本的な考え方を示したうえで、司教団および司教協議会各委員会などによる具体的な発言や行動に関する、あるいはそこから派生する、さまざまな疑問に答えます。

現代社会には種々の問題が山積しています。戦争と平和、歴史認識、人権、生命の尊厳、環境問題など、ここで取り上げるテーマも多様ですが、なおかつそれらは、一つ一つが相互に結びつき関係しあっています。したがって、並び順にはそれぞれのつながりを考慮してはいますが、分類して見出しを立てることはしていません。また、執筆者によって切り口の色合いや論調に多少の違いがあるかもしれませんが、当然依拠するところが異なるわけではありません。主張は一貫しており、それぞれが、具体的な疑問に対する可能なかぎりの具体的な答えとなることを意図しています。

  
15

Question No. 15

「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に」とイエスは説いています。それこそ政治にかかわるなという政教分離についての教えではないのですか？



信教の自由は基本的人権ですから、どの国であろうとも守られるべきものです。しかし、国家と宗教団体との関係は国によって違います。イギリスなど政教一致の国もあれば、フランスのように政教分離の国もあります。それぞれの国の歴史からその関係が作られています。

日本は、明治維新以降、第二次世界大戦終結までの間、国家と国家神道が結びつくことによって、戦争の道を進進し、国家が仏教、教派神道、キリスト教に介入し弾圧が起りました。そればかりか、植民地化した国も含めて、神社参拝を強要してきました。信教の自由、信条の自由が奪われてきたのです。

こうした歴史的反省から、日本では厳格な政教分離が憲法に規定されました。日本国憲法二十条の定める政教分離とは、特定の宗教団体が国家と結びつくことを禁止するものであり、国家と宗教団体の関係を規定するものです。宗教者を含む個人、あるいは宗教団体が自らの信仰や信念に基づいて、政治的な問題について発言したり、行動したりすることを妨げるものではありません。

ん。

この政教分離という考え方はジョン・ロック（一六三二―一七〇四年）以降明確になってきて、欧米などに浸透してきました。「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に」（マルコ12・17および並行箇所）という福音書のことばは、確かに教会の中で「教会と国家」についての教えとして用いられたことはあります。しかし、イエスの生きた時代に政教分離という考え方があったわけではありません。

この福音書のことばはさまざまに解釈されていますが、宗教者が政治にかかわるなどいう意味ではありません。神に徹底して従うことを教えているのです。「二人の主人に仕えることとはできない」（マタイ6・24）のです。

むしろ、教会にとっては、神から与えられたいのちや人権を守るために、積極的に発言し行動していくことが、神に徹底して従うことにつながるのです。


  
 16

Question No. 16

正義と平和協議会、難民移住移動者委員会、部落差別人権委員会の委員長は、「教育基本法改定案に反対する<sup>\*1</sup>」との声明を発表しました。こういった人によって見解の分かれる問題に対し、司教協議会の委員会の長が、その肩書きをもって「反対」の意見表明をすることは適切なのですか。慎重な議論を求めるといった論調にすべきではないでしょうか？



もちろん、ことがらによっては賛否を明確にせず、「慎重な議論を」と呼びかけたり、問題解決のための「大切な視点」を投げかけるにとどめる声明もあります。しかし、起きている（あるいは、起ころうとしている）問題が、人間の尊厳や平和に反する重大な問題を含んでいるような場合には、教会として明確な態度をとる必要もあります。その場合は、個人の考えとしてではなく、司教団、あるいは司教協議会の一つの委員会としての態度表明であるために、むしろ肩書きがその意味を表します。

当時提出された教育基本法改定案には、平和と人権を柱とするこれまでの教育理念を崩していくほどの重要な問題が含まれていました。もともと教育基本法は、「教育勅語」を基本にした戦前の教育に対する反省によってできたもので、平和憲法の精神を強く受け継ぎ、「戦争をしない

平和な国家をつくるためには教育はどうあるべきか」をきちんと明文化した法律といえます。個人の尊厳と普遍的な平和は福音の原点でもありますが、このことがまさに憲法で謳われ、教育基本法を通して実践されてきました。ところが、ここにあえて「公共の精神」や「愛国心」などを盛り込み強調していくことで、時に国家によって個人の尊厳や教育の独立性が脅かされる可能性が出てくる危険性など、改定案は多くの問題を含んでいました。教育の問題は国のあり方にかかわる重要な問題です。ですから、諸委員会委員長の連名で声明を発表しました。

もちろん、具体的な問題であるだけに、信徒の間でも賛否両論があることは分かります。また、こうした具体的な問題に対する声明は教義のようなレベルではないので、最終的には自分自身の信仰に基づいて判断する自由が信徒にはあります。ですが、司教協議会の委員会としての社会に対する公の発言であるならばそれを尊重し、教会のメンバーとして、関心をもって問題の所在を学んでほしいと思います。そして、声明の背後にある福音の視点を踏まえながら、教会の中で積極的に学習会や話し合いの場がもたれることが望まれます。

\* 1 内閣総理大臣小泉純一郎あて、二〇〇六年五月二十九日。なお、当時の部落差別人権委員会の呼称は部落問題委員会。

Q  
17

Question No. 17

司教団は憲法九条の大切さを訴えています。それは政治的な立場の表明ではないのですか。異なる立場の信徒はどう考えればいいのでしょうか？



憲法改正が取り沙汰さたされるようになってから、賛否両論、いろいろな立場の人が意見をたたかわせています。社会で起こることに対して、司教団としてあるいは司教として発言するとき、それは、ある特定の政治的立場をとるものではありません。福音の立場から判断して教会は語るのです。憲法九条について、どの政党がどのような発言しているか、どういったスタンスであるかといったことは無関係なのです。

日本国憲法は、その前文と九条によって、世界にあっても類まれなほど明確に、個人の尊厳（人権）と非暴力によって建設される平和の大切さを訴えています。この思想は、まさに福音そのものといえます。もちろん、困難な世界情勢の中にあって、その内容を完全に遵守するのは難しいことです。しかし戦後、まさに一触即発の冷戦時代にさえ九条が変えられなかったことの意義は、平和を目指す国際社会の中で大きな希望となっています。九条について日本の司教団は、「戦後60年平和メッセージ」の中で次のように述べています。

「教皇ヨハネ・パウロ二世は、聖パウロの教えに従って、平和は悪が善によって打ち負かされるときにのみもたらされる辛抱強い闘いの成果であることを明らかにしています。軍備と武力行使によってではなく、非暴力を貫き対話によって平和を築く歩みだけが、『悪に対して悪をもつて報いるという悪循環から抜け出す唯一の道』なのです。これはガンディーの非暴力による抵抗運動などが示しているように、多くの人々の共感をよぶものです。この非暴力の精神は憲法第九条の中で、国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄、および戦力の不保持という形で掲げられています」。

このように、司教団は憲法九条の福音的価値を、平和の実現にとって重要なものとして位置づけているのです。

信徒が個人として、現在の国際情勢に鑑み、九条を変えるべきか否かについてさまざまに考えることは自由です。しかし、わたしたちが最終的に求めるのは、イエスの非暴力による平和の実現であるということ、それは共通理解であるよう求められます。




  
 18

Question No. 18

教皇ヨハネ・パウロ二世の「過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うことである」ということばを、司教団はどう受け止め、実践へと繋げましたか？ 現在の司教団にとって「過去を振り返る」ということが自虐史観に終始するだけになっているようですが。



福者ヨハネ・パウロ二世教皇は、一九八一年二月二十五日、被爆地広島の平和記念公園において、平和の使徒としての心情を吐露する「平和アピール」を日本と全世界に向けて力強く発信しました。その中で、「過去を振り返ることは将来に対する責任を担うことです」ということばを三回繰り返し、そのたびに平和のために担うべき責任について述べました<sup>\*1</sup>。

同教皇は、新しい千年期を迎える前に教会に属する者が皆「過去の誤りと不信仰、一貫性のなさ、必要な行動を起こすときの緩慢さなどを悔い改めて自らを清めるよう」勧め、「過去の弱さを認めることは、わたしたちの信仰を強める勇氣ある誠実な行為です」と言明しました<sup>\*2</sup>。わたしたちは、これと同じ信仰の視点から自分たちの国の過去についても考えるべきではないでしょうか。

「過去を振り返ること」は、過去の自らの行為について反省し、謝罪すべきは謝罪するという

ことです。そのためには、たいへん難しいことですが、まず過去に實際何が起こったのかを確かめて明らかにすることが必要です。そうすることによって、過去の罪が現在に重くのしかかっていることと向き合い、過去を新たな目で見直し、記憶を洗い浄め、和解することができるとは、<sup>\*3</sup>さて、わたしたち日本人にとって、振り返るべき重大な過去の一つは太平洋戦争ではないでしょうか。そこでまず重要なことは、可能なかぎり客観的な事実を明らかにし認めることです。当時の日本政府は、中国および東南アジア諸国を共存共栄の勢力圏、すなわち大東亜共栄圏と呼び、その地域を軍事占領する際の大義名分としました。そして、一九四一年十二月十日、大本営政府連絡会議は、「今次ノ対米英戦争」を、「支那事変」と今後起こるべき戦争とを含めて「大東亜戦争」と称すると決定しました。<sup>\*4</sup>ただし、戦後の一九四五年九月以降、日本政府はそれを「太平洋戦争」と呼び変えています。いずれにせよ、すでに台湾や朝鮮半島を植民地としていた日本政府は、大東亜共栄圏において事実上支配政策を推し進めました。<sup>\*5</sup>その結果、大東亜共栄圏の他の国々から奪ったいのちは千万単位に上り、はかりしれない損害を与えました。日本国民も、軍隊を含め三一〇万人がいのちを失いました。しかも、戦争責任と戦後補償の問題は、現時点でも未解決のままであるといわれています。<sup>\*6</sup>

太平洋戦争において日本が犯した過ちを過ちとして認めることを「自虐史観」と呼ぶ人がいます。それは、日本の歴史の負の部分強調し正の部分を通小評価して自国をおとしめることになるといいます。その負の部分としてとくに取り上げられるのが「南京虐殺」、「七三一部

隊による人体実験」、「従軍慰安婦」、「沖縄における強制集団死」の問題です。しかし、事実を歪曲きよくすることは許されることではありません。一方的に戦争を正当化するならば、日本に苦しめられた人々との和解は必ずや困難になるでしょう。

確かに、過去の戦争を評価することは簡単ではありません\*<sub>7</sub>。しかし、日本と日本が占領したアジア諸国には、未だに戦争の傷を心にも身体にも負いながら生きている人々があり、互いの国としてのあり方にもその痕跡をとどめています。このようなことを認めることも、責任の一端を果たすことになるのではないのでしょうか。

償いは、何よりも、傷つけられた人々の心をいやし、壊された人間どうしあるいは国どうしのつながりを立て直すことにあります。日本は経済面での補償も、もし不備な点があるとすれば、より完全な形で行うよう努力すべきです。さらに、過去の過ちを償うだけではなく、その過ちから教訓をくみ取り、同じ過ちを二度と繰り返さないことです。それが「将来に対する責任を担うこと」です。そのためには、これからより確かな平和を構築するために文化、社会、経済の領域だけでなく、政治の分野においても積極的な諸国間の対話と交流を持続していかなければなりません。

日本の司教団は、教皇の「広島平和アピール」の数か月後にその内容を再確認し、日本の教会の「平和への責任」の自覚と決意を表明し、最後に「具体的提案」を示しました\*<sub>8</sub>。また「過去を振り返ることは将来に対する責任を担うこと」ということを実践するために、一九八二年度定例司教総会で八月六日〜十五日を「日本カトリック平和旬間」とすることを決定しました。これは、

皆で平和について考え、分かち合い、行動するために設けられたものですが、今日ますます広がりを見せています。翌年には司牧教書も出しています<sup>\*9</sup>。また戦後五十年にあたっては、司教団メッセージを発表しました。その中で、教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的書簡『紀元2000年の到来』（一九九四年）の過去の誤りを悔い改めるようにとの勧めのことがばを引用し、具体的な活動を提示しています<sup>\*10</sup>。同じく戦後六十年に発表した司教団メッセージの中で教皇の「広島平和アピール」の「過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うことです」ということがばを引用して、過去の「歴史的事実を真摯に受け止め、反省し、その歴史認識を共有することが求められて」といふと述べました<sup>\*11</sup>。わたしたちは、日本人としてもキリスト者としても、過去を真摯に振り返り、謝罪と反省をし、それを踏まえたくえでこれからも近隣諸国との和解を実現し、平和な関係を築くべきであると思います。

\*1 社会司教委員会編『教皇ヨハネ・パウロ二世「広島平和アピール」1981』参照。

\*2 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的書簡『紀元2000年の到来』33。

\*3 教皇庁国際神学委員会「記憶と和解——教会と過去の種々の過失」20—25、85—91頁参照。

\*4 藤原彰「大東亜戦争」（『日本歴史大事典2』〔小学館、二〇〇〇年〕875頁）参照。

\*5 小林英夫「大東亜共栄圏」（『日本歴史大事典2』〔同前〕875頁）参照。

\*6 藤原彰「太平洋戦争」（『日本歴史大事典2』〔同前〕893頁）、加藤陽子「それでも、日本人は「戦

## キーワード

⑦

## 『現代世界憲章』(Gaudium et spes)

他の三つの憲章とは異なり、教会内部の問題を取り扱うのではなく、現代社会の種々の問題を教会の立場から取り上げた憲章。その意味では、現代の要求にこたえることを目指した公会議の精神がとくに色濃く反映された文書であるともいえる。書名は正式には『現代世界における教会に関する司牧憲章』であるが、「司牧憲章」とされるのは「教理的原則に基づいて、世と現代人に対する

争」を選んだ」(朝日出版社、二〇〇九年) 40頁参照。

\* 7 たとえば、細谷千博ほか編『太平洋戦争』(東京大学出版会、一九九三年)、「戦記作家 高木俊朗の遺言」Ⅰ、Ⅱ(文藝春秋企画出版部、二〇〇六年) 参照。

\* 8 社会司教委員会『平和と現代の日本カトリック教会——教皇「平和とアピール」に答えて』。

\* 9 日本カトリック司教団『平和への望み——日本のカトリック教会の福音的使命』。

\* 10 日本カトリック司教団『平和への決意——戦後五十年にあたって』。

\* 11 日本カトリック司教団『戦後60年平和メッセージ』『非暴力による平和への道』(今こそ預言者としての役割を〜)。

教会の態度を表そうとしている」がゆえである。

「真に人間的なことから、キリストの弟子たちの心に反響を呼び起こさないものは一つもない」と序文に謳うたわれ、「時のしるしを探究して、福音の光のもとにそれを解明する」という教会の担う義務を明確に表現している。全体は二部構成で、一部は人間とその世界に対する教会の態度を述べ、二部では家庭、文化、経済、政治、平和など、現代社会における緊急課題が考察されている。

Q  
19

Question No. 19

司教団は「非暴力を貫き対話によって平和を築く」ことを訴えています<sup>\*1</sup>。しかし、自国の安寧・平和を守るため、軍備は否定できないのではないのでしょうか？

## A

確かに現実問題としては、一方的な侵略や虐殺が繰り返される場合など、真の意味で極限の場合に、教会は無防備な人の擁護のための必要最低限度の武力行使を容認する場合があります。しかし、その場合でも厳しい条件をつけており、「やむを得ない」ということはありうるとしても、「やってもよい」ということではまったくありません。とくに歴史を見れば、どんなに悲惨な侵略戦争であっても、理由はつねに祖国防衛であり、「自由と平等のため」という名のもとに正当化されていったのです。色々な理由をつけて非暴力の主張を弱めようとする傾向に対して、教会は明確な姿勢を示す役割をもっています。

たとえば教皇ヨハネ二十三世は、キューバ危機などに特徴づけられる東西冷戦の極度の緊張状態を踏まえ、回勅『パーチェム・イン・テリス』（一九六三年）において次のように述べました。「すべての人が銘記しなければならないのは、軍事力増強の停止、軍備の縮減、ましてその廃止は、人々の精神にまで及ぶ完全な軍備廃止がないならば、実現できないということである。人々

の心から、戦争の恐怖と不安のうちに戦争を待つ気持ちとを消し去るよう、一致協力して、誠実に努力しなければならない。それは、軍備の均衡が平和を招来するという定理を、人々の間の真の平和は相互の信頼の中にしか確立することができないという原則に替えることよってのみ、可能となりうる。わたしの考えでは、これは到達可能な目標である」。そしてさらに、それが「理性の命ずる目標」であり「万人にとつて明白」なことであるとも述べています。

また、教皇ヨハネ・パウロ二世は大聖年である二〇〇〇年の世界平和の日メッセージにおいて、戦争の無意味さ、その非人間性を次のように力強く訴えました。「二十世紀がわたしたちに残したものは他でもなく、戦争はさらに戦争を生むという警告です。なぜなら戦争は、底なしの憎悪を燃え立たせ、不正な状況を生み出し、人間の尊厳や権利を踏みこむからです。戦争は通常、闘いの原因となつている問題を解決することはありません。つまり戦争は甚大な被害を生むに加えて、とどのつまり無益なものなのだということを露呈するのです。戦争は人類にとつて敗北以外の何物でもありません。人間の尊厳と譲りえない権利の尊重はひとえに平和の中で、また平和を通して保障されうるのです」。

このように、教会はつねに戦争を厳しく非難し、解決のためには非軍事、非暴力的な手段が採択されるべきことを強調しているのです。

どんなに厳しい現実の中にあつても、真の対話による平和の実現への歩みを止めてはいけません。日本には憲法九条という、非暴力（非軍事）によつて平和を実現しようとする指針があ

ります。難しくてもこの方向性を保ち、広げていくことこそ福音の勧めなのです。

\* 1 日本カトリック司教団「戦後60年平和メッセージ『非暴力による平和への道』」今こそ預言者としての役割を〜」参照。

\* 2 『カトリック教会のカテキズム』2309参照。

\* 3 教皇ヨハネ二十三世『バーチェム・イン・テリス』113。

\* 4 教皇ヨハネ・パウロ二世「二〇〇〇年世界平和の日メッセージ」3。

## ⑧

## 世界平和の日

世界平和の日は、一九六八年一月一日、ベトナム戦争が激化する中で、パウロ六世が平和のために特別な祈りをささげるよう呼びかけたことにより始まった。以降、一月一日が世界平和の日と定められ、毎年教皇メッセージが発表されている。

パウロ六世は、戦争に否を唱え、平和の大切さを訴え続けた。その精神は当然ヨハネ・パウロ二世にも引き継がれたが、東西冷戦が終結を迎える

頃から、メッセージで取り上げられるテーマはより多岐にわたるようになった。人権、信教の自由、環境問題、諸宗教対話、経済格差、家庭、生命倫理など、それは教会の社会教説で扱われるテーマ全般を網羅しているといってもよいだろう。ベネディクト十六世においてもそれは同様であり、ここ数年についていえば、二〇〇九年はグローバルizmと貧困、二〇一〇年は環境問題、二〇一一年は信教の自由を中心テーマに据えている。

## キーワード




 20

Question No. 20

カトリック教会が聖人として殉教者をたたえることは、靖国神社の殉国者をたたえる構造と同じで、死の美化につながるのではないのでしょうか？

A

復活、永遠のいのちを信じるわたしたちすべてのキリスト者は、キリストに忠実に従って歩むよう招かれています。その中で聖人、福者とは、キリストに忠実に従い、その教えを実行した人たちのことを指します。広い意味では、そのように生きたすべてのキリスト者がそこに含まれるでしょう。狭い意味では、福者、聖人として選ばれたキリスト者を指します。カトリック教会では、聖人、福者の列に加えるときに列聖式、列福式を行い、また記念日を設け、記念のミサを行います。

信仰・希望・愛に生き抜いた結果として、死を受け入れた人を殉教者と呼びます。イエスは「友のために自分のいのちを捨てること、これ以上に大きな愛はない」（ヨハネ15・13）と教えています。殉教はキリストの教えに徹底して従い、信仰・希望・愛を守るために生き抜いたことを証明するものです。ですから列聖式は死そのものを美化するものではありません。むしろ、神への愛は死よりも強いことをわたしたちに思い出させるものなのです。さらに、福者、聖人を記念す

る意義はその人物をたたえることではなく、神がその人物を通して示された救いのみわざを思い起こし、現代に生きるわたしたち自身や教会の生き方を見直すことにあります。

二〇〇八年に挙行されたペトロ岐部と一八七殉教者の列福式では、次のような祈りがささげられました。「全能永遠の神よ、福者ペトロ岐部と一八七人の殉教者は、人間の弱さの中で働かれるあなたの力に支えられ、厳しい迫害の時代に、あなたへの信仰のために惜しみなく命をささげました。わたしたちも殉教者の模範にならい、聖霊の助けに信頼して自らをささげ、神を信じる喜びを力強くあかしすることができますように」。冒頭の呼びかけから明らかにおり、これは殉教者への祈りではなく、神へと向けられた祈りです。また、カトリック教会には鎮魂という考え方はありませんから、殉教者の御霊の安らかなることを祈るわけでもありません。殉教者の生き方にならって、わたしたちが強固な信仰・希望・愛をもつことができるよう、神に祈り求めているのです。殉教者の生き方は、今も福音的な生き方の模範だと考えられるからです。

この殉教者の列聖式などに対して、靖国神社の機能と同型だと考え、疑問を呈する人たちがいます。

靖国神社は戦没者の慰霊を行う施設として国家神道の中心的な役割を果たしました。戦死者の遺族である母親を「靖国の母」と呼び、遺族の悲しみを栄光としてとらえるように転換し、国のために死ぬことをほめたたえる、つまり、死を美化することによって、軍隊、国民の士気を高める機能を果たしました。

戦前・戦中において、日本の教会が戦意高揚に協力し、その結果、戦争に加担して多くの犠牲を人々に強いたことがあったのは事実です。そのことは率直に反省し、ゆるしを願っています<sup>\*1</sup>。また、信教の自由と政教分離の大切さをあらためて認識する必要があります。

殉教者は神から与えられた一人ひとりの人間の尊厳を守ろうとした人たちであり、彼らを聖人、福者に列し列聖式や列福式を挙行するのは、その生き方を通して神が語りかけるメッセージに、わたしたちが耳を傾けるためなのです。人間の尊厳を軽視するファシズムと結びついた国家神道のもとでの殉国者の称賛とは、根本的に質の違うものなのです。

\*1 たとえば、日本カトリック司教団『平和への決意——戦後五十年にあたって』など。



「戦没者」追悼のため、総理大臣が靖国神社に参拝することをどう考えたらいいのですか？



『広辞苑』には、参拝とは「社寺に参って神仏を拝むこと」とあります。靖国神社や護国神社での参拝は宗教的な行為です。行政の長である総理大臣が公人として参拝することは、憲法二十条で定められた政教分離の原則に抵触します。

参拝者名簿に「内閣総理大臣」などの肩書を書くこと、随行員をつけること、公用車で出向くこと、玉ぐし料や賽銭さいせんを公の費用で出すこと、そして政治的な意図をもちこむこと、このようなことが行われれば、公人としての参拝となり政教分離の原則に反します。

これまで内閣総理大臣の靖国参拝に対して、いくつかの裁判が行われました。大阪高裁、福岡地裁判決では違憲であると判断されています。その他の裁判でも合憲としたものはありません。

日本では、国家神道が、戦前・戦中の植民地政策や戦争に国民を邁進まいしんさせることに大きな役割を果たしました。この歴史についての反省から、総理大臣などが靖国神社などで戦没者を追悼するために公人として参拝することについては、これを厳しく監視していかなければなりません。

戦死者せいしや戦争犠牲者のために祈ることは、遺族や家族が自らのもつ宗教や信条に添って行うべ

きものです。その意思に添って宗教団体などが祈りをサポートする形がよいでしょう。

戦死者のために祈ることも大切でしょう。しかし、戦争で軍人として亡くなった人ばかりでなく、戦争の犠牲となつて亡くなった人たちのために祈ることも必要でしょう。広島、長崎の原爆の犠牲者、沖繩戦や空襲で亡くなった一般市民などです。また、アジアで戦争の犠牲になつた人々や、他国の戦死者、犠牲者のためにも同じように祈る必要があると思います。その場合もまた、政教分離の原則を守り、遺族の意思を尊重する形での追悼、祈りが必要でしょう。

\*1 「戦死」ということばと「戦没」ということばは、意味が異なる。『広辞苑 第六版』（岩波書店、二

〇〇八年）では「戦死」は「戦場で死ぬこと。うちじに」、「戦没」は「戦場で死ぬこと。戦死・戦傷死および戦病死の総称」となっており、『大辞林 第三版』（三省堂、二〇〇六年）では「戦死」は「兵士が戦闘によって死ぬこと。うちじに」、「戦没」は「戦争で死ぬこと」となっている。つまり、「戦死」は「戦没」に比べより狭義であり、兵士が戦闘によっていのちを落とすことを指す語であると理解することができる。



司教団は「非暴力を貫き対話によって平和を築く」ことを訴えているのに、なぜ伊藤博文を暗殺したテロリスト、安重根の没後一〇〇年記念ミサに二人の司教が参加したのですか？

# A

アン・ジュンゲン  
安重根は「韓国併合」直前の一九〇九年に清国のハルビンで伊藤博文を暗殺したという罪により、一九一〇年三月二十六日に旅順刑務所で処刑されました。

彼に関する評価はさまざまです。テロリストという評価もあれば、独立運動の義士という評価もあります。その行為は日本の侵略に対する正当防衛であったという考え方もあります。韓国の故金壽煥枢機卿（ソウル大司教・当時）は安重根の復権を認めています。また実際に射殺したのは別の人物であったという説もあります。しかしいずれにせよ、安重根が伊藤博文を射殺すべく発砲したことに違いはありません。

安重根は熱心なカトリック信徒でした。また、伊藤博文暗殺事件のあと、ゆるしの秘跡を受け、刑に服しました。この最期の姿について、「死刑に服する前にカトリック司祭の教導により、愛国心からとはいえ、あやまったことをしたと悔い、良心をととのえて告解し、絞首台にのぼるまえに、司祭および刑務所所長に礼を述べ、全く落ちついたりつばな最期をとげられた」と、旅順

刑務所長であった町田徳次郎氏が語っておられたそうです。町田氏自身も安重根の最期の姿を見て、カトリックの洗礼を受けました。こうした見方もあることも紹介しておきたいと思います。

司教団は「非暴力による平和への道」というメッセージなどで非暴力を訴え、戦争や暴力的な方法ではなく、対話による平和への道を訴えています。これは日本の司教団だけの話ではなく、カトリック教会の基本的な姿勢です。いくら独立のためとはいえっても暴力的行為はキリストの教えにかなうものではありません。

しかし一方で、キリスト教は回心とゆるしによる和解をいつも呼びかけています。そして、生きていく人、亡くなった人、すべての人のためにミサをささげて祈るのは当然のことです。

ちなみに、今回の巡礼では、中国政府のミサの許可がなかなか下りませんでした。それは被害者側と加害者側がどうして一緒にミサをささげるのが理解できなかったからです。回心、ゆるし、和解という宗教的な歩みを解することができなかったのでしょうか。

わたしたちは安重根について評価を下すつもりはありません。しかし、「韓国併合」百年という機会に共通の歴史認識をもつために集まり、韓国、中国の教会のメンバーやさまざまな立場の人とともに平和のために祈り、対話と和解を進めることは大切なことであると考えたのです。

\* 1 田中英吉『しあわせはどこに』（中央出版社、一九七五年）。

# Q 23

Question No. 23

正義と平和協議会を中心に「基地のない沖縄を指す宗教者の集い」が発足しましたが、沖縄の米軍基地について、教会はどのような問題意識をもっているのですか？

## A

「基地のない沖縄を指す宗教者の集い」発足のきっかけは、那覇教区の押川壽夫司教からのメッセージです。そのメッセージにおいて司教は、「《オキナワ》は終戦と日本復帰を未だ実感していません！ 沖縄の司教も、司祭・助祭団も修道者も信徒も、当然のことながら基地反対です<sup>\*1</sup>」。そして「沖縄だけに基地問題を押し付け、『配分正義』などこの県も真剣に取り上げてはくれません。安保を堅持しようという全国の知事たちにして基地を受け入れない。日米安保の前提が崩れています。ほかの県が受け入れないから沖縄が受け入れる以外にない」と一種の差別を平気で固持しています。日本政府は政権が代わろうと、琉球処分以降、東京政府が持ってきた体質が根底に流れていると沖縄県民は感じています<sup>\*2</sup>と訴えました。それは平和を願う沖縄県民の声を無視し基地を押しつけている現実を直視し、そこに底流する明治以来の政府と日本国民の、沖縄に対する無関心と偏見と差別を自覚してほしいという強い願いなのです。

一三〇年ほど前までは奄美を含む沖縄は、琉球国という独立国家で自前の立法院をもち、歴



史・文化的にも独自の特色をもつ地域でした。それを明治政府が一八七二（明治五）年に（琉球国）を廢して（琉球藩）としたのです。これが第一次琉球処分といわれるものです。さらに琉球処分官に任命された松田道之は一八七九（明治十二）年三月二十七日、警官・軍隊四〇〇人の武力を引き連れ首里城に乗り込み、廢藩置県を行うことを通達、三月三十一日に首里城は開け渡されました。これが第二次琉球処分で、約五百年間続いた琉球王国は滅び、沖縄県となりました。こうして明治政府は民意を無視し、琉球王国を強制的に日本の領土にしたのです。

一九四五年、第二次世界大戦の末期、沖縄戦が開始されるにあたっての大本營の方針と基本戦略は、来るべき本土決戦への時間稼ぎをすることでした。日本軍は「軍官民共生共死」を掲げ、兵士にも住民にも捕虜になることを許さず、「玉碎」を強いました。六月二十三日、牛島満司令官と長勇參謀長が自決し日本軍の組織的戦闘は終了しましたが、牛島司令官は「最後の一人まで戦え」と言い残しました。この戦闘で二十万を超える人命が奪われたのです\*3。

沖縄戦で米軍に占領されて以来、沖縄は戦後も引き続き空軍、海軍、海兵隊および陸軍がそろ米国の世界戦略上の主要拠点として利用されてきました。米軍は沖縄の施政権を日本から切り離し、琉球政府を設立して制限された自治権を与えながら、米軍司令官が兼務する高等弁務官が最高権限を行使して、沖縄を支配してきたのです\*4。

一九七二年五月十五日、戦後二十七年も経ってから、沖縄は米軍占領から解かれて日本に復帰しました。日本復帰によって、沖縄の人々は戦争放棄を謳った平和憲法をもつことへの喜びと、

「基地の島」から脱する期待に胸を膨らませました。しかし、在日米軍基地の多くを押しつけられている状況は、その後もほとんど変わりませんでした。むしろ、この間に日本国内の米軍基地の整理・統合が進んだことで、沖縄が抱える基地負担の割合は逆に大きくなっていったのです。<sup>\*5</sup>

「現在もなお、国土面積のわずか0・6%に過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約75%に及ぶ広大な面積の米軍基地が存在しています。米軍基地は、県土面積の約11%を占めています。とりわけ人口や産業の集積する沖縄本島においては約19%を占めています<sup>\*6</sup>」。これが現状です。国として沖縄に強いてきたこの不平等な基地負担に対し、沖縄の人々は憤慨しているのです。

「平和を甘受している日本の皆さん、皆さんの今日ある経済的発展と『平和ボケ』の裏には沖縄が《捨て石》同然、65年間、今日に至るまで戦後処理の犠牲にさらされている現実に目を向けてください。この平和の地を、沖縄のこころ、県民の声を無視し続けて戦争に備え、《太平洋の要石》として基地を押し付けている日本国民と日米両政府に沖縄全県民は強く抗議し続けています。日本人は沖縄差別の潜在意識に自ら目覚めてほしい。これが那覇教区（カトリック）を含め、沖縄県全宗教者が終始一貫して発信し続けている祈りです<sup>\*7</sup>」。

「命<sup>ぬち</sup>どう宝<sup>たから</sup>」（命こそ宝である）を大切にする沖縄の人々は、一貫して「基地のない平和な島」の実現を願っています。「基地のない沖縄を目指す宗教者の集い」は、「命を大切にし、平和を守る」宗教者の立場から、押川司教をはじめとする沖縄の人々の「未だに琉球処分が続いている」

「差別が続いている」、という叫びを真摯に受け止め、沖縄が負わされている米軍基地の問題に取り組もうとしているのです。

\* 1 カトリック那覇教区押川壽夫司教メッセージ（二〇一〇年八月二十七日）。

\* 2 同。

\* 3 沖縄県生活福祉部編・発行『生活福祉行政の概要』平成9年版「第8編 戦没者遺家族等のくらしの安定のために」（援護課）によれば、沖縄戦戦没者数は二〇〇、六五六人である。この数字は沖縄県出身軍人軍属、他都道府県出身兵、一般沖縄県民の犠牲者数合計に、米軍政府資料による米軍犠牲者数一二、五二〇人を足した総計である。なお、同資料の内訳では一般県民戦没者数は九四、〇〇〇人となっているが、それは、正確な掌握が「困難であるため、昭和32年頃に当時の琉球政府で推計した」数に基づいている。

\* 4 伊波洋一『米軍基地を押しつけられて——沖縄・少女暴行事件から』（創史社、二〇〇〇年、18頁）参照。

\* 5 西日本新聞（二〇一一年五月十五日）社説（<http://www.nishinippon.co.jp/nmp/item/242138>）参照。

\* 6 沖縄県公式サイト、沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍基地の姿」（<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/content.jsp?catid=14&id=579&page=1>）。

\* 7 注1に同じ。



米軍基地に反対する人たちは、生活の資を基地に頼っている人々の生活権についてどう考えているのですか？

A

二〇一〇年九月十日に沖縄の県議会は、在沖米軍基地がすべて返還された場合の経済波及効果の試算を発表しました。

その報道（沖縄タイムス、琉球新報）によると、県内の米軍基地がすべて返還された場合、跡地を商業や農業に活用することで得られる経済効果は年間九、一五五億円余りに上ることです。

現在、基地があることで得られる収入は約四、二〇六億円なので、全面返還されれば経済効果は二・二倍になるといふことです。一方、米軍基地があるため得られない逸失利益は年間四、九四八億円余りとも推計しています。また雇用面にも好影響が生まれ、米軍基地による雇用効果が約三万五千人であるのに対し、すべて返還すれば九万人以上の雇用が生まれるとしています。

沖縄県としては、基地の返還は多額の跡地利用資金を必要とするものの、長期的には財政支出を上回る経済効果と税収を期待しているのです。

仲井真沖縄県知事は、基地のおかげで沖縄には政府からお金が注がれているのではないかと

多くの人が考えているかもしれないが、沖縄の地方交付税を含めた一人当たりの国からの交付額は全国でも第八位でしかなく、県民総所得に対する基地収入の恩恵は5・4%にすぎないと話しています。ちなみに一九五七年には46・5%を占め、沖縄が本土に復帰した一九七二年には15・5%でした。

今まで基地を撤去したところには具体的にどのような経済効果もたらされたのか、例を見てもみましょう。

沖縄県中部の北谷町ちやんたでは、一九七六年十二月にハンビー飛行場とメイモスカラー射撃訓練場が返還されました。全国商工団体連合会によると、ハンビー飛行場は約二億円かけて跡地利用事業を進め、地域活性化が図られました。その結果、三五七万円だった固定資産税が、二億八、六〇〇万円になり、百人足らずだった雇用が、二千人を超えといった効果を得ています。メイモスカラー射撃場では、二三億円かけて商業業務施設を中心とした都市環境が整備され、一九九六年から二〇〇二年の七年間で、経済波及効果は四〇二億円、一九二万円だった固定資産税も一億八、五〇〇万円になっています。

以上は具体例の一つですが、基地撤去による経済効果がポジティブであることを示しています。もちろん経済効果ばかりでなく、基地があることによってもたらされる騒音と自然破壊、そして墜落事故の危険等々の視点からも基地問題を直視する必要があります。

争いを望まず平和を愛する沖縄の人々の願いに耳を傾け、日米間の安保条約や地位協定を再考

しなければならないのではないのでしょうか。

参照

- ・ 沖縄タイムス (2010.9.11) [http://www.okinawatimes.co.jp/article/2010-09-11\\_10096/](http://www.okinawatimes.co.jp/article/2010-09-11_10096/)
- ・ 琉球新報 (2010.9.11) <http://ryukyushimpou.jp/news/storyid-167437-storytopic-4.html>  
(2009.11.25) <http://ryukyushimpou.jp/news/storyid-153321-storytopic-4.html>
- ・ 全商連 <http://www.zenshoren.or.jp/heimin/ampo/101108-10/101108.html>

⑨

キーワード

『カトリック教会のカテキズム』

『カトリック教会のカテキズム』は一九九二年に、まずはフランス語版が出版された。これは、十六世紀のトリエント公会議のカテキズムから四〇〇年以上を経て全面的に見直された、第二バチカン公会議の教えに即した新しい要理書である。フランス語初版に対しては、種々の修正案が世界各地から提出され、一九九三年にヨハネ・パウロ二世によって、現教皇である当時の教皇庁教理

省長官ヨゼフ・ラッツインガー枢機卿を長とする委員会が組織され、80教箇所を修正を施されたラテン語規範版が一九九七年に発刊された。この年は第二バチカン公会議開会35周年にあたる。

『カトリック教会のカテキズム』は、各国司教協議会による「新しい地域カテキズムの作成を奨励し、助けるためのもの」と位置づけられている。その教皇の導きに従い、日本の司教協議会は二〇〇三年に『カトリック教会の教え』を発刊した。

Q  
25

Question No. 25

教会は滞日外国人を支援していますが、なぜ不法（非正規）滞在者をも擁護するのですか？



今日世界の国々は、どこであっても移住現象の課題に直面しています。しかし、日本の法律はこの現代世界の状況に対応できずにいます。教皇ヨハネ・パウロ二世の強い呼びかけもあって二〇〇三年に発効した「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」を日本はまだ批准していませんし、批准するための国内法の整備もできていません。日本の法律が世界の現実にそぐわないものであるため、移住者たちが困難な状況に追い込まれているのです。このことから、わたしたちは「不法」滞在とは呼びません。非正規滞在と呼ぶようにしています。

このところ、政府の非正規滞在者に対する取り締まりの強化によって、非正規滞在者数は以前に比べて激減しています。それでも多くの非正規滞在者がいます。難民であるケースもありますし、子どものことやさまざまな問題があり、残らざるをえない人たちもいます。

カトリック教会が、さまざまな民族、国籍の人々による共同体であることは基本的なことです。「日本人の教会」という考え方はありません。「日本にあるカトリック教会」なのです。非正規滞

在者であっても、彼ら彼女らもまた、教会のメンバーです。どんな人であっても、困っているときに援助することは、隣人として兄弟姉妹として当然のことです。

非正規滞在という理由でその人を排除し、援助しないということになれば、それは差別になります。ですから教会は非正規滞在であろうとなかろうと、必要な人にはできる範囲で援助します。

「移住者を思うとき、教会は、『わたしが旅をしていたときに宿を貸してくれた』（マタイ25:35）と語られたキリストをいつも観想します。したがって、移住の問題は、信じる者の愛と信仰へのチャレンジでもあります。たとえそこに明らかな不正があったとしても、信者は、移住によって引き起こされた悪を回復し、神が移住を通して遂行しておられる計画を見いだすよう求められています<sup>\*1</sup>」。

わたしたちは外国人が非正規滞在であるより、正規滞在であることを望んでいます。それは非正規滞在であることによって、仕事、社会保障、子どもの教育などで不利な状況に置かれてしまうからです。そのため教会は非正規滞在の人たちが正規滞在となるようにも支援します。

アメリカなどには、五年以上滞在している非正規滞在者が申請によって正規滞在となることができるアムネステイ制度があります。日本にもアムネステイ制度が必要です。また、「外登法に<sup>\*2</sup>取り組むキリスト者連絡協議会（外キ協）」が提案している「外国人住民基本法」などを制定する必要もあります。



## キーワード

⑩

『いのちへのまなざし』

二十一世紀の初めにあたり「すべての人が与えられたいのちを十全に生きることができるよう」にとの願いを込め著された、日本司教団のメッセージ。二〇〇一年二月に発刊された。

全体は三章に分けられ、一章では聖書に表れたいのちに関する教えを読み解き、二章は家族に関する考察で性や高齢化社会の問題も扱う。三章は最新の諸問題に即した生命に関する考察である。

\*1 教皇庁移住・移動者司牧評議会指針「移住者へのキリストの愛」12。

\*2 案は外キ協のサイトで閲覧可能 (<http://gakko.jp/modules/pico3/>)。

特筆すべきは、決して裁き手とはならず弱者の側に寄り添うという一貫した姿勢である。たとえば自殺に関する記述において、教会がつねに自殺を否定し続けていることを紹介したうえで、しかしその原因には「行為者の個人的責任だけに帰せられない場合」が多々あり、本人が助けを求めているのであったならば「それを止めることができなかつた」ということは、わたしたちの責任」であると述べている点などが例として挙げられよう。



「出入国管理及び難民認定法（入管法）」改定に難民移住移動者委員会は反対しています。外国人による犯罪が増加する昨今、国の治安を維持することをどのように考えているのですか？



二〇〇九年に改定された入管法は、ＩＴ化、在留カードの発行、罰則規定の強化などがその特徴です。罰則規定では、在留カードの不携帯、届出の遅延などに対する、事細かな罰則が新たに設けられました。日本国籍をもっている人には、カードが発行されるわけではありませんから携帯義務などありません。また、住民票の届出遅延についても、五万円以下という軽微な過料に処せられることがあります。しかし、日本に在留する外国人が十四日以内の届出を怠れば「二十万円以下の罰金<sup>\*1</sup>」に処される可能性があるのです。

さらに、在留資格が取り消されることもあります。入管法の第二十二條の四は在留資格の取り消しについて定めています。今回の改定ではこの箇所に複数の条文が追加されました。在留カード交付後九十日以内に居住地を届けることや、転居した際に新たな居住地を同じく九十日以内に届けることなどを怠った場合、法務省は在留資格を取り消すことができます。いずれも「正当な理由がある場合を除く」と付記されていますが、その明確な運用基準を法務省は示し

ていません。このことから分かるように、法改定のねらいは外国人を差別的に「管理」することにあるといわざるをえません。

イエスは「安息日は、人のために定められた。人が安息日のためにあるのではない」（マルコ2・27）と、人間の幸せが法律に優先されるべきであることを教えています。「管理」よりも「ともに生きる」ことが優先されるべきであり、ともに生きるための政策とそれを実現する法律を作るべきであると、難民移住移動者委員会は主張しています。

さて、外国人の犯罪を見てみましょう。来日外国人の刑法犯検挙人員は、一九九〇年以降確かに上昇傾向にありました。しかしそれは、二〇〇四年をピークに減少しているのです。さらに全国刑法犯検挙人員における来日外国人の割合がピークに達したのは一九九三年で、以後はまず減少に向かい、その後微増はあってもはつきりとした増加傾向はみられず、ほぼ同じような割合で推移しています。つまり「『来日外国人』人口の増加を考慮すると、『来日外国人』による犯罪は、相対的に低下している」といえるのです。法学者の浜井浩一氏は次のように指摘しています。

「来日外国人による犯罪が急激に増加しているように見えるのは、それが、ほとんど0からスタートしているからである。つまり、来日外国人による強盗・殺人といった事件はごく最近の現象なのである」「犯罪全体の中で見れば、その割合はごく一部にすぎない」<sup>\*2</sup>。

つまり、「外国人による犯罪の増加」という見方は、単なる作り上げられた偏見にすぎないのです。外国人の増加が治安を悪くしていると考えられることは、外国人を犯罪者予備軍と見ることで

あり、それは差別以外の何ものでもありません。

社会を安心できる安全なものとするには、すべての人が差別なく安らかに暮らすことのできる環境をまず作らなければなりません。日本人も外国人も「ともに生きる」ことができる環境が整えられていくよう、その実現に寄与する法律などを整備していくことが大切でしょう。

\* 1 『出入国管理及び難民認定法』第七十一条の三。

\* 2 中島真一郎「『外国人犯罪』公報の現在」(外国人人人権法連絡会編・発行「日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書2011年」所収)。

\* 3 浜井浩一「『日本の治安を脅かす外国人犯罪』の実態——実体のない影に怯える市民」(外国人差別ウォッチ・ネットワーク編『外国人包囲網——「治安悪化」のスケープゴート』(現代人文社、二〇〇四年)所収)。

Q  
27

Question No. 27

外国人労働者が増加すると、日本人の就職がますます困難になるのではないのでしょうか？



日本の社会では、すでに人口の減少傾向が始まっています。少子高齢化も相まって、労働人口の減少は深刻です。それを補填ほてんするため、海外からの移住者を労働者として受け入れています。将来はもっと移住者に頼らざるをえなくなるでしょう。

外国人労働者は、わたしたちの生活を現に支えているのです。一例を挙げてみましょう。わたしたちが昼食などで口にするコンビニエンスストアの弁当は、その多くが真夜中に作られています。その現場には、南米からの移住者、とくに女性が多く勤務しています。彼女たちの存在がわたしたちの日常生活を支えているのです。

日本の企業は、労働者として海外からの移住者を必要としています。そして政府は政策としてそれを受け入れているのです。しかし、「外国人労働者が商品や単なる労働力としてみなされるべきではないことを繰り返し強調する必要があります。したがって、彼らを他の生産の要素と同様に扱ってはなりません。すべての移住者は、どんな場合でも尊重されなければならない基本的権利をもっています」。

労働者を受け入れるということは、人間を受け入れるということです。一人の人間を受け入れるということは、その家族も同時に受け入れることになります。そこでは国際法や憲法で定められている基本的人権が確実に保障されなければなりません。また、それぞれの人がもつ文化や信仰を尊重する必要があります。

しかし、残念なことに、日本だけでなく、長く移住者を受け入れている国ですら、不況時には外国人排斥の声が高まります。移住労働者が必要であるという社会的現実を無視し、このような質問をスローガンとして使うのです。それに惑わされることなく、いのちや人権を大切にすることを訴え続けていくのが教会の使命です。

\* 1 教皇庁移住・移動者司牧評議会指針『移住者へのキリストの愛』5。


 28

Question No. 28

正義と平和協議会の死刑廃止を求める部会は、死刑執行のたびに抗議を表明しています。しかし、教会はごく最近まで死刑に反対はしなかったのではないですか？



現代の教会の公式な発言は死刑廃止を支持していますが、中世からの長い間、教会が死刑を正当化してきたことは事実です。二十世紀後半になってから、この立場について教会内部でも疑問が出され、前教皇ヨハネ・パウロ二世も現教皇ベネディクト十六世も、ときおり思い切った形で死刑廃止を求める発言をしています。

一九九二年に『カトリック教会のカテキズム』の初版が著されたとき、死刑廃止に関する項目の記述が消極的過ぎるとの意見が出されました。その後、ヨハネ・パウロ二世が回勅『いのちの福音』（一九九五年）において、より積極的に死刑廃止について述べたので、『カトリック教会のカテキズム』第二版（一九九七年）においては、その箇所の表現に修正が加えられました。<sup>\*1</sup>

『いのちの福音』において、ヨハネ・パウロ二世は「社会にとつては『合法的な防衛』の一種だと見なされるにしても、死刑に反対する世論が明らかに強まってきました。現代社会は実際のところ、犯罪者に対して更正する機会を完全に拒むことなく、彼らが害を及ぼさないようにさせ

るやり方で、犯罪を効果的に抑止する手だてを「もっています」<sup>\*2</sup>と述べ、「教会の社会教説綱要」はこの箇所を引用し、現代のこの傾向を教会が「希望のしるしとして見ています」と指摘したのです。

それでも、特殊な場合には死刑が正当でありうることを『カトリック教会のカテキズム』も『教会の社会教説綱要』も認めています。『カトリック教会のカテキズム』には「教会の伝統的な教えによれば、違反者の身元や責任が完全に確認された場合、それが不当な侵犯者から効果的に人命を守ることが可能な唯一の道であるならば、死刑を科すことも排除されていません」<sup>\*3</sup>とあります。それは、簡単にいうと、危険な人物を拘束する能力をもっていない、つまりきちんとした刑務所の制度のない社会の場合のことをいっているのであって、貧しい国や社会的混乱の激しい国にはそのような状況がありうるとしても、先進国においては、これに該当するような状況が存在するとは思えません。先に引用した『いのちの福音』の箇所においてはそのことが指摘されていますし、『教会の社会教説綱要』は「犯罪者を処刑することが絶対に必要な場合が、『皆無ではないにしても、非常にまれなこと』<sup>\*4</sup>になった」<sup>\*5</sup>と述べています。

つまり、教会の基本的な姿勢はいのちを守ることなのです。人のいのちを取ることが認められるのは、それが罪のないいのちを守る唯一の手段である場合のみです。ですから、犯罪に関する対応においては、人命を守るために不可欠である場合においてのみ死刑を認めることとなります。その意味において、教会は、抑止や刑罰の手段として死刑を認めることは無いということになり



ます。『教会の社会教説綱要』は「抑止と刑罰の方法として、無血の手段はより好ましいものです。それは『共通善の具体的な状況にいつそうよく合致するからであり、人間の尊厳にいつそうかなうから』<sup>\*6</sup>です」と述べています。抑止と刑罰に関しては死刑以外の方法が選ばれるべきであり、不当な攻撃から人命を守るために不可欠である場合以外、手を下して人のいのちを絶つべきではないという、キリスト教の基本的姿勢を示しています。

これは初代教会の姿勢とも一致しています。初代教会において、キリスト者は人のいのちを奪う行為にいつさい加担してはならないとされてきました。それは戦争における殺害、死刑、そして自己防衛のための殺害さえも認めないという姿勢でした。確かに、教会がさまざまな形で政治に関与していた中世期においては、教会は死刑を認めるようになりましたし、それを刑罰として承認する発言も皆無ではありません。とはいえ、初代教会の姿勢に照らし合わせて考えるならば、現代の教会の姿勢は教会の伝統における変化というよりは、死刑は人命を不当な攻撃から守るための不可欠な手段ではなくなったという社会状況の変化に対する対応であると見なしたほうが正確であると思われます。

\*1 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『いのちの福音』27、『カトリック教会のカテキズム』2267参照。

\*2 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『いのちの福音』27。

\*3 『カトリック教会のカテキズム』2267。教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』405参照。

## キーワード

## ⑪

## 『教会の社会教説綱要』

教皇庁正義と平和評議会によつて著され二〇〇四年に刊行された、教会の社会教説を「まとまつた体系的な形で紹介する」全583項から成る大部な書。『教会の社会教説が福音宣教の手段にふさわしいものであることを示し』、「あらゆる人間の良心に記されている自然法に基づいた道徳的価値の重要性が浮き彫りにされ」る。『レールム・ノヴァルム』以降の蓄積である「社会教説に関する教

\* 4 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『いのちの福音』56

\* 5 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』405。

\* 6 『カトリック教会のカテキズム』2267。

\* 7 教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』405。

義体系の基本的枠組みの完結した概説」である。

社会教説公表の目的は「問題の解決策を考案するための組織的なアプローチを提示すること」だとし、手引書としての役割が示唆されている。しかし同時に、社会状況は時間経過によつて変化するものであり、新しい「時のしるし」の理解のためには、「取り扱われている問題に対する考察は、つねに見直しの必要があることを忘れてはなりません」とも述べられている点は重要であろう。

Q  
29

Question No. 29

世論調査によれば日本人の多くが死刑制度存置を支持しています。教会は、文化的土壌や日本人の心性について考えはしないのですか？



こうした世論調査は設問自体に問題があると指摘されていますが、なにより、世論自体を倫理基準にすべきではないと思います。フランスでは、死刑存置が多数派だった時代に、法務大臣が倫理的地域から死刑廃止に踏み切りました。なお、国連人権規約委員会が二〇〇八年十月に提出した日本政府への勧告の中で、「死刑存置が世論の多数派だとしても、政府が世論を積極的に啓蒙して、死刑廃止に向かうべきだ」と述べていることも深く考慮すべきです。

一方、日本には死をもって償うという伝統があり、人を殺した人は、自分の死をもって償うべきではないかという、文化絶対主義の立場からの意見があります。ある法務大臣が、死刑存置の根拠として「日本には、死によって償うという文化がある」といった発言をしたこともあります。しかし、こうした精神風土は「暴力の連鎖」を容認し、「復讐の精神」を育てるだけではないでしょうか。

奪ったお金を返せば償いの一部にはなりますが、殺人事件の加害者を殺しても、殺された被害

者がよみがえるわけではありません。死刑は、加害者が回心し、意味のある償いをする機会を奪うものです。死刑は償いにはなりません。

「個人の敵討ちかたきを認めない代わりとして、国家による死刑の執行は認めるべきだ」といった声が聞かれることがあります。しかし、個人による復讐が認められないのであれば、それを国家が代行することも当然認められるはずがありません。国家の名によるならば人を殺してもよいということになれば、人間の尊厳は崩れてしまい、国家は国民に対して生命の尊重を説く資格を失ってしまいます。またそれは、国が人命を決するということも容認することにもなるのです。

さらに、刑罰とは、被害者や遺族を満足させるためのものでも社会の怒りに配慮するためのものでもなく、犯罪者に罪を償わせ更正させるためのものです。加害者の回心こそ被害者のいやしとなるのであり、社会の中で断ち切られた関係を再びつなぐことにしか、いやしはないのです。したがって、復讐を行うような正義ではなく、修復する（人と人の間のつながりを結びなおす）正義の実践こそ求めなければならないのです。

聖書には、十字架上で罪人がイエスに「ゆるし」を求める場面があります（ルカ23・42）。このエピソードは、人が死に至る直前まで神に「ゆるし」を求めることの大切さを教えています。神は、どんな罪人も悔い改めるよう望まれています。たとえ罪人であっても、いや罪人こそ、本当に罪を償い、神の「ゆるし」を得て、安らかな死を迎えることを神は望んでおられるのです。

このような話をしますと、「カトリック信者だから、そんな甘いこと、きれいごとがいえるん

だろう。被害者の身になれば、加害者の死刑を求めることは当然ではないか」といわれてしまうことがあります。しかし、わたしたちは「加害者と被害者のどちらの味方をするか」という二者択一は避けたいのです。信仰者だからこそ、被害者にも加害者にも分け隔てなく寄り添いたいです。人間の弱さを、自分の身をもって体験すればこそ、被害者であっても加害者であっても、苦しむ人とともに苦しむことができるようになりたいと思うのです。

なお、福音的な意味での「ゆるし合い」は、何もなかったことにすることも、正しい裁判を行わず犯罪者を野放しにすることもありません。「ゆるす」とは、犯罪者が罪を認めて回心するよう祈ることであると同時に、自分自身を含めて、社会全体が憎しみから解放されるように祈ることもあります。国家が人を殺す「死刑」を認めれば、次代を担う子どもたちへの切を大切にすることを教えられなくなり、暴力の連鎖はいつまでも断ち切れません。暴力の連鎖を断ち切るために、「死刑のない社会」をどう作ればよいか、皆様と一緒に考えていきたいと思います。

\*1 ホセ・ヨンバルト『死刑——どうして廃止すべきなのか』（聖母の騎士社、二〇〇八年）参照。



裁判員制度について、裁判員に選任された際にそれを受けるべきか否か、戸惑っています。教会には具体的な指針がありますか？



日本司教団は、裁判員制度が開始された翌月、二〇〇九年六月の定例司教総会会期中に「『裁判員制度』について―信徒の皆様へ―」というメッセージを発表しました。これは、  
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」成立（二〇〇四年五月二十一日）以降、専門家を招き勉強会を開くなどして制度の理解に努め、具体的対応について教会法に照らしつつ検討を重ねてきた一つの結果です。

このメッセージにおいて司教団は「信徒が裁判員候補者として選ばれた場合、カトリック信者であるからという理由で特定の対応をすべきだとは考えません。各自がそれぞれの良心に従って対応すべきであると考えます」と述べています。つまり、信徒が制度に参加すべきか否かということに関しては、具体的な指針を提示してはいません。

信徒は、社会において「キリスト教的英知に照らされ、教導職の教えに深く注意を払いながら、自分の役割を引き受けるようにしなければなりません<sup>\*1</sup>」。そして、教会は「キリスト者が、福音

の精神に導かれて、地上の義務を忠実に果たすよう激励<sup>まげ</sup>します。

しかし、裁判員に選出されることに不安やためらいを抱く信徒が数多くいることも事実です。教会法には「キリスト信者は、自己に必要なこと、とくに靈的な必要、および自己の望みを教会の牧者に表明する自由を有する<sup>＊3</sup>」と謳<sup>うた</sup>われています。ですから、悩みを抱える信徒に対しては、司牧者にそれを打ち明け、相談するよう勧められています。

裁判員制度については、さまざまな議論がなされており、不備や欠陥も指摘されています。司教団も、制度自体が内包する諸問題について、危惧や憂慮を抱いていないわけではありません。ですから、信徒がこの制度に参加するにあたっては、深い洞察と十分な思慮と注意とを備えることが肝要であると認識しています。

もつとも懸念されるのは死刑判決への参与です。Q 28で述べているように、教会は死刑廃止に向かう方向性を明確に支持しています。凶らずも死刑という判決にかかわらざるをえなくなった場合、死刑反対の強い意識をもつ信徒が感じるであろう良心の痛みは、はかりしれないほど深刻なものであるはずです。さらに裁判員には重い守秘義務が課せられるため、たとえ本人が最後まで死刑判決に否を唱えていたのだとしても、それを表明することは生涯できないのです。いやしがたい傷をその心に生じさせることも十分に推し量られます。

こういった問題を深く考慮し、右のメッセージにおいて司教団は、裁判員に選出された際の信徒の「良心的拒否」も尊重するとしています。それは『カトリック教会のカテキズム』で述べ

られている「良心的兵役拒否」<sup>\*4</sup>と同様であると考えられます。

なお聖職者、修道者、使徒的生活の会の会員に対しては、裁判員の候補となった場合には辞退を、辞退したにもかかわらず選任されれば過料を支払っての不参加を勧めています。これは、教会法の「聖職者は、国家権力の行使への参与を伴う公職を受諾することは禁じられる」<sup>\*5</sup>という規定に従うものです。

さらに、裁判員制度は聖職者に課せられる守秘義務とも相いれませぬ<sup>\*6</sup>。教会法には次のような条文があります。「聴罪司祭は、漏洩の危険がまったくない場合でもゆるしの秘跡を受ける者に不利益を与えるおそれのあるときは、告白によって得た知識の使用を絶対に禁じられる」<sup>\*7</sup>。「權威ある地位に置かれた者は、いかなる時に行われた告白であっても、それによって得た罪についての知識をいかなる方法であれ外的統治のために使用してはならない」<sup>\*8</sup>。この条項に抵触する可能性は当然排除されなければなりません。裁判員の職務においては、「告白によって得た知識の使用」を求められる可能性があります。もちろん、裁判における討議の内容は裁判員に課せられる守秘義務によって守られるはずですが、右の条文は「漏洩の危険がまったくない場合でも」と謳っています。そして、告白によって得られた知識は「いかなる方法であれ外的統治のために使用してはならない」のです。

\*1 第二バチカン公会議『現代世界憲章』43。



\* 2 同。

\* 3 教会法第212条第2項。

\* 4 『カトリック教会のカテキズム』<sup>231</sup>、『カトリック教会のカテキズム要約』<sup>コロンベンティウム</sup>484参照。

\* 5 教会法第285条第3項。なお、修道者は同法第672条、使徒的生活の会会員は第739条において、上記条項に従うよう定められている。ただし、終身助祭は同法第288条によりこの規定の適用を受けない。

\* 6 岡田武夫日本カトリック司教協議会会長（当時）、竹崎博允最高裁判所長官あて書簡「カトリックの聖職者の裁判員辞退について」(CBQJL09-30、二〇〇九年九月十一日)参照。

\* 7 教会法第984条第1項。

\* 8 同第2項。


  
 31

Question No. 31

生命科学は急速に進歩しています。その達成・成果に対し倫理的・神学的判断を下すには、最先端技術の広範な知識が必要ではないのですか。教会はそれを備えているのですか？



科学の進歩を高く評価し、肯定し、「それを人類の幸福のためにいかしていくことは、創造主の権限を侵すことではありません」。それは「神のかたどりとして創造され、この世界の秩序と調和の守り手としての人間に課せられた使命」なのだ教会は認めています。そして同時に、「生命科学が提供するものの成果を、倫理・道徳・宗教の示す価値観のもとに識別していく必要性があることを訴え」ています。<sup>\*1</sup>

その識別は、単にこれまでの教会公文書によってだけ行われるものではありません。教会は科学の自律を認め、科学技術、法律、医学などの分野に専門的に通じている信徒こそこの識別にかわるよう勧めています。<sup>\*2</sup>

個々の問題について検討し、かつては存在しなかった新たな問題に対する回答を見いだすために「考察の原理、判断の基準、行動の指標を引き出すのは、キリスト教共同体の義務です」。<sup>\*3</sup>

たとえば、バチカンには、超国家的な研究機関であり、世界有数の研究者をその会員として擁

する三つのアカデミー（科学、社会科学、生命）があります。その中で「生命の促進と保護に関する生物医学と法の主要な問題について、とくにキリスト教の道徳と教会の教えとの直接的な関連において研究し、情報を伝え、教える」という任務を帯びているのが生命アカデミーです。このアカデミーでは、自然科学や医学ばかりでなく、神学、哲学、法学など、さまざまな分野の専門家による研究や議論が行われ、多数の声明が発表されています。なお、同アカデミーの活動は、十二ある教皇庁の評議会の一つである保健従事者評議会と緊密な連携を保っています。

また、日本の司教団は、『いのちへのまなざし』をまとめる際に、各方面の関係者幾人もから意見を聞き、積極的に学びました。生命に関する新たな技術の具体的応用にあたって生ずる諸問題を識別するためには、医学、法学などの専門家の意見を聞くとともに、生活経験の豊かな男女の信徒の声にも耳を傾けました。原案作成のための作業グループは約二年にわたり活動しましたが、そこには信徒も加わっています。こうした多方面の分野からの貢献が、一つ一つ積み上げられていったのです。

その結果、『いのちへのまなざし』において司教団は、聖書と教会の教えからいのちの尊さを語るとともに、宗教をもたない人にも受け入れることのできるよう、基本的人権の尊重といった人類共通の倫理に基づき、生命の尊厳を訴えることができたのです。

\*1 日本カトリック司教団『いのちへのまなざし』72、76。

- \* 2 第二バチカン公会議『現代世界憲章』36、43、62参照。
- \* 3 教皇パウロ六世使徒的書簡『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』4。
- \* 4 秋葉悦子「解説」(教皇庁生命アカデミー『着床前の段階のヒト胚——科学的側面と生命倫理学的考察』邦訳〔カトリック中央協議会、二〇〇八年〕所収)。なお、生命アカデミーがこれまで発表した文書は、バチカンの公式サイト([http://www.vatican.va/roman\\_curia/pontifical\\_academies/acdlife/index.htm](http://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_academies/acdlife/index.htm))で公開されている。

## ⑫

## 社会司教委員会

日本のカトリック教会として、時のしるしを見極め、社会の中にあつて預言者的役割を果たすこと、また社会の非福音的な事象に対して、教会の内外に福音の立場を明示し、社会の福音化に寄与することを旨とする。委員長の任にある司教以下、日本カトリック正義と平和協議会担当司教、カリタスジャパン責任司教および担当司教、日本カトリック部落差別人権委員会委員長、日本カトリック

ク難民移住移動者委員会委員長、HIV/AIDSデスク担当司教、子どもと女性の権利擁護のためのデスク担当司教の7名で構成している。

なお現在は、社会司教委員会に社会系4委員会の秘書が参加する社会司教秘書合同会議を開催し、研修会等の企画・運営も行っている。また、社会司教委員会秘書は中央協議会社会福音化推進部長がその任に当たっている。

(『日本カトリック司教協議会イヤーブック』より)

## キーワード


  
 32

Question No. 32

いのちが大切であるのは当然ですが、「やむを得ず」いのちを奪ってしまうということはありうるのではないのでしょうか？



いのちに関して「やむを得ず」という判断が下されるケースとして、人工妊娠中絶や安死を思い浮かべるかたが多いかもしれませんが。これらの場合、「やむを得ず」という判断を実際に下しているのは、そのいのちの当事者（胎児、死に瀕している人）ではなく、その周囲にいる人々であると思われます。本人や周囲の人々を取り巻く環境はさまざまであって、困難な問題が立ちはだかっていることは決して否定されてはなりません。それでも、「やむを得ず」というのは、いのちの当事者でない者による主観的な判断であることは事実です。

人工妊娠中絶については、教会はつねに声を発することのできない幼いのちの代弁者であらねばなりません。もちろん、現代社会にはさまざまな障壁が存在しています。一人の人間が「やむを得ず」いのちを奪うといった状況に陥ることには、本人の問題だけではない事情が存在する場合もあるでしょう。そういった中であって、教会は、そのような状況を作り出さないように努め、困難な立場にある人々を助けなければなりません。

また、教会は人工妊娠中絶を是認することはありませんが、その行為に及んでしまった人を断罪したり見捨てたりするのではなく、むしろその痛み、苦しみ、悲しみに配慮し、慰めを与えるために力を尽くす必要を認識しています。<sup>\*1</sup>

現代社会の複雑な状況や困難を考慮しつつも、教会は生命の尊厳を一貫して尊重しなければなりません。宗教を前提としない一般倫理の立場からいっても、「殺すなかれ」というおきては強調されますが、教会は、いのちの源である創造主への信仰に基づき、さらに強い動機をもって生命の尊重と保護に努め、諸問題を整合性のある考え方で取り上げます。

人工妊娠中絶と安楽死について、過去に日本の司教団が発表した見解をここに示しておきます。「たとえば、母親の生命と胎児の生命の両方が危険にさらされているような場合どうしたらよいのでしょうか。どうしても二つの生命のどちらかを選ばざるを得ないような場合、両方の生命を救うためのあらゆる努力をしながらも、もしどちらかしか救えないのなら、救われる可能性が残された生命を救わなければならないのです。しかし、医師には、いかなる生命をも直接絶つ権利のないことを強調したいと思います。（中略）／これらの極限状況ともいえる場合とは正反対で、対照的なものとして挙げられるのは、単に不都合だからという理由で安易に中絶を行うことです。このような行為は断じて許されません。／ところで、この両極端にあてはまらない中絶がかなりあるのではないかと思います。それは極限状況でもなければ、単に軽々しく中絶するというようなものでもありません。むしろ、かなり迷い苦しんだ後に、後ろめたさを感じながらも中絶を行

ってしまふ場合です。このような人にはそれなりの理由があり、同情に値する面もありますが、それでもなおかつ、人間の生命を大切にするように訴えるべきです。<sup>\*2</sup>

「わたしたちは、『安楽死』と尊厳のある死の迎え方とは、異なると考えます。／尊厳のある死の迎え方は『安楽死』による殺人とは異なるものです。回復の見込みのない患者が過剰な医療処置を拒否することや、必要な苦痛を緩和することが、『安楽死』と混同されてはいけません。つまり、過剰医療を中止し、必要な苦痛緩和によって結果的に死期が早まったとしても、それは許されることです。延命効果だけの医療を中止し、ふさわしい苦痛緩和に専念するのは、その患者が死んでいくからではなく、また殺すためではなく、生きているものの尊厳を尊重するためのものです。／こうした区別を基礎において、『死』をもたらすことを直接の目的として、意図的に行われる『安楽死』は『神の法への重大な侵犯』であり、容認することはできません。<sup>\*3</sup>」

なお、生命に関する特殊なケースに正当防衛があります。教会は正当防衛を認めています。これについては『カトリック教会のカテキズム』<sup>2263</sup>から<sup>2265</sup>までを参照してください。

\*1 『カトリック教会のカテキズム』<sup>2272</sup>、教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『いのちの福音』<sup>99</sup>参照。

\*2 日本カトリック司教団『生命、神のたまもの——胎児の尊厳についてのカトリックの見解』<sup>9</sup>、10頁。

\*3 日本カトリック司教団『いのちのまなざし』<sup>66</sup>。

 33

Question No. 33

正義と平和協議会は原子力発電に対し否定的な立場をとっています。しかし、それは非現実的ではないでしょうか。さらに、地球温暖化の問題を考えれば、その必要性を認めざるをえないのではないのでしょうか？



原子力発電にかかわる多くのことから科学および技術の問題であり、教会には、それ自体に関しての権威があるわけではありません。しかし、科学技術をできるだけ正確に理解し、世界の人々、世界の平和、未来の世代、そして生態系に対する責任を考慮して方針を決める必要はあります。

正義と平和協議会が原子力発電に反対する姿勢をとってきたのは、おもに三つの問題意識にあります。すなわち、①原発そのものの危険性、②廃棄物の問題、そして③核兵器などとの関連性です。原子力発電の危険性は、チェルノブイリやスリー・マイル・アイランド、そして記憶に新しい福島第一原発など、多くの事故によって示されています。核燃料や廃棄物の危険性は何万年も残存し、すこぶる長期間にわたる管理体制の維持を未来の世代に押しつけることになり、未来の世代に対する正義に反します。また、原子力発電における核分裂から生じるプルトニウムは核



兵器の材料となり、ウラン濃縮のプロセスから多く発生する劣化ウランも軍事目的に多く使われています。このような危険な物質を大量に生み出す原子力発電所自体の妥当性は当然問われるべきです。

安全、安価であり、安定した電力供給となるということで、多くの人々が原子力発電を支持してきましたが、それが安全でないことは確実になっていきますし、廃棄物の安全な処理法も確保されていません。安価という評価には、廃棄物の長期的な処理や原発事故から派生する損失、自治体への補償等が含まれていません。また安定性については、以前からたびたび事故を起こしてきたことで、その電力供給の不安定性はすでに露呈されていたのですが、二〇一一年の福島事故以降、それはいっそう顕著になりました。こうしたことを考えていきますと、むしろ脱原発の方へと向かうほうが、より現実的な選択であるといえるのではないのでしょうか。

二酸化炭素排出量の削減につながるという理論に関しても、計算に入れられていない要素があまりにも多いのですから、警戒の姿勢を変えるべきではないと考えます。

多くの科学者や研究機関は、現在人間の活動によって生じた温室効果ガスの大気中濃度増加により地球温暖化が引き起こされ、それが人類および多くの生物種に多大な打撃を与えるだろうと指摘しています。さらに、増加傾向にある温室効果ガスの中でも二酸化炭素の影響は大きく、その増加の第一の原因が火力発電所による排出であることも指摘されています。そう考えますと、確かに発電による二酸化炭素排出の量を減らすことは急務です。

しかし、発電時に二酸化炭素が排出されないということだけで、安易に原発は解決策になると考える前に、原発のプロセス全体における二酸化炭素排出量を計算する必要があります。つまりウランの採掘と運搬、濃縮のプロセスとそれが行われる施設の建設と管理、発電所の建設と管理、発電のプロセスに伴う種々の作業、濃縮過程で生成される劣化ウランの処理、発電の廃棄物処理等の、すべてにおける二酸化炭素排出量を算出して、火力発電やその他の選択肢による排出量と比較したうえでなければ、方針を決めるべきではないと思われます。それを算出した場合、削減どころか、二酸化炭素排出量の増加につながってしまうという指摘もあり、原発にまつわるほかの問題点を考え合わせると、温暖化対策として採択することは躊躇せざるをえないと思われます。

二酸化炭素排出量の削減は急務ですが、これには核燃料以外の方法を考える必要があります。何よりも、エネルギーを大量に消費する経済や生活自体を変える必要があります。そのうえで核燃料のような問題をもたない、維持可能なエネルギーの開発が必要でしょう。

なお、日本司教団は、こういった問題点を踏まえ、なおかつ生活スタイルの変換や環境保全の必要性を主張する立場から、二〇一一年十一月八日に仙台で「いますぐ原発の廃止を」福島第一原発事故という悲劇的な災害を前にして」という、日本に在住するすべての人々に向けたメッセージを発表しました。

## 【付録】 政治領域に対する教会の姿勢——各国司教協議会の事例

本付録では、事例として、政治に関するいくつかの国の司教協議会の取り組みを紹介します。

紙幅に限りがありますから、原則として、日本同様に民主主義体制である国、インターネットで情報が入手しやすい国に限定しました。

内容的には、各国司教協議会自体の取り組みをやや詳細に取り上げ、その傘下にある諸機関（正義と平和協議会等）に関しては、どういった機関が設置されているかを示すにとどめ、その活動や発行情報の詳細は省きました。さらに、関連性などによる例外はありますが、原則二〇〇〇年以降の取り組みに限定しました（ただし、フィリピンの場合、マルコス政権下やそれからの解放の際の教会のかかわりが参考になるので、独立時から取り上げています）。

アイルランド (<http://www.catholicshops.ie/>)

アイルランド司教協議会は、日本の司教協議会同様、正義と平和協議会を設置しています。同協議会は、国内の社会問題および世界に対する自国の姿勢について分析を行い、それによって浮き彫りにされた問題に関する政策提言<sup>アドボカシー</sup>などを行い、また諸問題に関する多くの文書も出しています。なお、アイルランド司教協議会にとって、北アイルランドの状況は特殊な問題を呈しています。北アイルラン

ドは、国家体勢においてはイギリスに所属しますが、教会の体制においてはアイルランド司教協議会の管轄に含まれています。同司教協議会は、北アイルランドにおける問題担当のために、正義と平和協議会とは別個の委員会（NICOSA）を設けています。さらに、北アイルランドにおける貧困問題を取り上げる文書『北アイルランドにおける貧困に挑む（Challenging Poverty in Northern Ireland）』も司教協議会が発行しています。

なお、難民移住移動者委員会も設置されていますが、移民の増加とそれに伴う諸問題の浮上を受け、正義と平和協議会は、情報収集や意識改革、そして移民に関する法整備や政治姿勢に関する議論に参加する目的で「移民難民プロジェクト」を設置しています。移民、難民および亡命者の受け入れ態勢に関し、司教協議会は『移民、難民、亡命者とはだれか（Who's Who: Migrants, Refugees, Asylum Seekers）』という文書を発行し教会の姿勢を示しています。

さらに、アイルランド経済が最高潮にあった二〇〇五年には、自国の国際的責任を訴える『地球規模の共通善に向かって（Towards the Global Common Good）』という宣言を発行し、世界の貧困問題に関する配慮を呼びかけました。また、巨大飢饉（一八四〇年代後半のジャガイモ飢饉）の経験を踏まえ、司教協議会は飢餓問題に関する特別な理解を呼びかけています。

その他、ここ数年間の政治に関するかわりとして、生殖補助医療に関する法整備についての文書と気候変動に関する文書（『地球の叫び（The Cry of the Earth）』）の発行を挙げることができます。

イギリス (<http://www.catholic-cw.org.uk/>)

イギリスの司教協議会は、「法律が、裕福な人も貧しい人も、健康な人も病人も、すべての人を神の似姿に作られたものとして擁護し、大切に扱っているか」監視することが司教の役割の一つであると、そのホームページに記しています。そして、政治へのかかわりを含む教会の社会的かかわりを説明するため『共通善と教会の社会教説 (*The Common Good and the Catholic Church's Social Teaching*)』という題の40ページほどのパンフレットを発行しています。ここでは、「教会は、すべての人の人間としての尊厳が促進される社会秩序を推奨し、それが脅かされたとき、抗議する」という権利があり、またその義務があります」と述べられ、政治（投票に当たっての信徒の姿勢を含む）、生命の権利（とくに堕胎と積極的安楽死の問題）、経済（とくに貧困問題、労働問題、貧困国の対外債務問題）、メディア、国際関係（とくにヨーロッパ諸国との関係）、そして自然環境の問題が取り上げられています。

同司教協議会は「法と公共政策」に対する教会の姿勢を明確にし、法、議会の法案、政策等に対する姿勢を明示し、ホームページにおいてもその姿勢を公表しています。人種、ジェンダー、障害、宗教、性的指向、ならびに年齢による差別に関する法を重要関心事とし、その関連において、平等、体外受精と発生学に関する法案と自殺幫助を容認する法案に特別な注意を払っています。

また、移民政策事務室が設置されており、教会自体の政策と取り組みを探索し、「国家に対して、また国際レベルにおいて司教協議会を代表する」という役割を担っています。具体的活動として、移民、難民、亡命者に関する国会法案に対するコメントの発行や、教会の姿勢の紹介、そのための数多

くの文献の発行などが挙げられます。

さらに、とくに人種間の問題を扱うために、一九八四年にカトリック人種問題における正義協会 (Catholic Association for Racial Justice) が設置されました。教会や社会における人種間の関係改善のため直接働くことが主要任務ですが、公共政策改善のための活動や、実際に人種差別があつた際の抗議活動も、そこには含まれています。

オーストラリア (<http://www.catholic.org.au/>)

オーストラリア司教協議会は、日本の正義と平和協議会に相当する正義と開発協議会を設置していますが、その他、社会問題に対応する多数の協議会や評議会も設けています。先住民族の問題を上げるアボリジニとトレズ海峡島民協議会 (Bishops Commission for Relations with Aborigines and Torres Strait Islanders) は、その課題の重要性ゆえに、協議会として位置づけられています。また、国内の雇用関係を観察して司教協議会に助言し、アドホカシー政策提言も行う雇用関係評議会 (Australian Catholic Council for Employment Relations)、社会福祉や社会共同体の問題を取り上げる保健社会共同体協議会 (Bishops Commission for Health and Community Service)、そして二〇〇二年に設立された環境問題を取り上げるカトリック・アースケア・オーストラリア (Catholic Earthcare Australia) などがあります。

これらのグループには種々の役割がありますが、そこにはアドホカシー政策提言など、政治にかかわることが含まれています。たとえば、雇用関係評議会は、二〇〇四年二月に、国内の就労貧困層の調査に基

づき、連邦政府に対し、法定最低賃金の増加（週二六・六〇豪ドルの増加）を要請しました。また、保健社会共同体協議会は、二〇〇六年十二月に、オーストラリアに移住した人々の国籍取得に対する政府の方針に反対し、英語やオーストラリアの社会に関する試験の廃止（老人、難民等には難しすぎる可能性があるので）を要望しました。カトリック・アースケア・オーストラリアは、二〇〇四年に『水とこの賜物（*The Gift of Water*）』という報告書で、国内においてもっとも重要な河川であるマレー・ダーリング川の管理問題を取り上げ、行政の役割にも多々言及しました。

司教協議会として政治に関する宣言を発行することもあります。ここ数年とくに取り上げている政治問題は、アボリジニの権利とアボリジニに対する待遇、難民と亡命者の権利とその待遇、労働者の権利、そして環境問題です。アボリジニに関しては、一九九〇年代にアボリジニの土地所有権に関する法整備が行われていたとき、その権利を制限しようとする連邦政府の姿勢を批判し、アボリジニの所有権を擁護する文書を発行しました（一九九六年、一九九七年）。難民や亡命者に関しては、政府の難民に対する姿勢と亡命者の扱いに関する評価を二〇一一年に発行し、亡命者への扱いの改善をとくに要望しています。

二〇〇五年には、気候変動に関する宣言を発行し、温室効果ガス原因説という気候学者の主流の立場を承認し、教会にとつての重要性と責任を取り上げ、またさまざまなレベルでの行政の責任と役割について述べています。

なお、オーストラリアの教会は九月の最終日曜日を「社会正義日曜日」と定め、毎年司教協議会が

社会正義に関する宣言を発行しています。それは社会正義一般を取り上げるものですが、政治領域に触れることも決して珍しくありません。たとえば、二〇一〇年の宣言では、ノーザン・テリトリ準州におけるアボリジニに対する政府の政策を批判的に取り上げ、さまざまな問題に対し、おもに警察力で対応しようとするよりも、現地の人たちとの交流、政策立案へのアボリジニの参画、そしてアボリジニの伝統的文化に対する理解と尊敬を呼びかけています。また、歴史認識の問題も取り上げています。オーストラリアでは、歴史認識（とくにアボリジニとの関係に関する歴史認識）は、謝罪、弁償、および土地所有権に大きく関係する敏感な政治問題です。司教協議会は、自虐的な歴史観であると批判されることもあります。イギリス人の入植は武力による不正な侵略であり、謝罪と和解が必要であるという政治的含みの多い立場をとっています。

#### 韓国 (<http://www.dck.or.kr/>)

韓国の教会はいくつかの面で特殊な状況に置かれています。未だ冷戦が続いている地域であり、北朝鮮との関係は特別な関心事となっていること、それに伴い、米国との関係で問題（とりわけ在韓米軍にまつわる問題）を抱えていることがまず挙げられます。なお、独裁政権時代（一九七〇～八〇年代）には、民主化のために教会は重要な役割を果たし、その取り組みは社会への教会のかかわりの基盤形成にある程度寄与しています。また、急速な経済成長に伴ういくつかの問題（とりわけ移民労働者の問題）も、その成長が行き詰った際の問題も重要な関心事となっています。さらに、地理的および歴史的理由か



ら、日本との和解は特別な課題となっています。

独裁政権下から、経済成長に伴う社会問題は教会にとって主要な焦点となりましたが、政治的民主化と半島統一も目標として掲げられました。たとえば、朴正熙大統領が自政権維持のため憲法修正を目指したとき、教会は反対の立場を明確に示しました。とくに一九七四年以降、独裁政権への教会の抗議は強まり、金壽煥枢機卿を含む多数の司教はこれらの抗議活動を支持し、独裁政権崩壊後も、当時を振り返る際には、神の愛を伝えるという教会の使命において、そういったかわり方が重要であることを強調しています。

現在の韓国司教協議会にとって、北朝鮮との関係および朝鮮民族の和解と統一は重要課題であり、一九九二年の「民族の性と和解に関する声明」など、多くの宣言を発表しています。国民および政府に対し、民族の平和的統一に不可欠な和解と相互信頼を呼びかけ、北朝鮮への援助——とりわけ災害時の支援——を政府と国民に呼びかけています。たとえば、一九九六年の洪水の際、司教協議会は韓国政府に対し北朝鮮への支援を要請するとともに、一般市民による援助を妨げないよう求めました。また、司教協議会には、朝鮮民族の和解のための特別な協議会が設置されています。

米国との関係においては、いわゆるS O F A (Status of Forces Agreement = 地位協定。日米地位協定に相当するもの) がとくに問題となっています。二〇〇〇年の協定修正交渉の際には、米政府への呼びかけへの協力を依頼する書簡と問題意識についての詳細な説明を米国司教協議会に送り、人権問題を取り上げる米国民団体にも問題意識を伝えることにしました。翌年には、問題に関する分析を示す『地

位協定修正に関する一般的評価』という36ページにわたる文書を同司教協議会に送りました。同様の呼びかけは二〇〇三年にも行われています。

二〇〇三年に米国がイラク攻撃を計画していた際には、教皇ヨハネ・パウロ二世の呼びかけに協調して、攻撃は道徳的に認められるものではないと訴え、罪のないのちを犠牲にするような攻撃をしないよう呼びかける書簡を米国の大統領と在韓大使に送りました。

軍事との関係においては、チェジュ 濟州島への海軍基地建設を阻むための活動もしています。濟州島は二〇〇五年に韓国政府によって「平和の島」と宣言され、二〇〇七年には国際ユネスコ 教育科学文化機関の世界自然遺産にも登録されていますが、海軍基地の建設は「平和の島」であることに矛盾し、自然破壊にも通じると論じ、司教協議会会長である姜禹カン・ウム一司教による宣言をはじめ、多数の活動を通して、建設反対の姿勢を示しています。

経済成長に伴う問題のうち、とりわけ移民労働者に関しては、その権利擁護のため政府への呼びかけを行うほか、信徒受け入れの姿勢についての呼びかけや、直接的な奉仕（たとえばカウンセリングセンターの設立など）も行っています。

さらに、経済問題に関しては、二〇〇〇年の大聖年に合わせ、大聖年準備担当の司教委員会の指揮のもと、貧困国の債務帳消しを求めるジュビリー二〇〇〇運動に積極的に協力し、多数の署名を集めました。

日本との関係では、韓国司教協議会は和解に向けて働きかけています。国民に対しては過去に固執

することで生じる反感を払拭しよう語り、日本に対しては正確な歴史認識を呼びかけています。日本政府に対しては、一九九五年に金枢機卿が慰安婦問題に関する公開書簡を送り、正確な情報公開、公式な謝罪、賠償金の支払い、さらに、日本の若い世代に対するこの歴史についての十分な教育を要請しました。同時に、韓国国民に対しては、反日感情を捨て、客観的に日本を見るよう呼びかけました。さらに、二〇〇一年には、歴史認識について問題点が指摘されている教科書が日本で教科用図書検定に合格したことに関し、金枢機卿を含む司教全員の署名で、検定合格への抗議と、それが日韓の和解の妨げとなるとの懸念を表す書簡を小泉純一郎首相あてに送付しています。

なお、韓国司教協議会は日本の司教協議会との直截な交流と協力関係を重視しており、協力、和解、そして正確な歴史認識のため、両者の間ではすでに十七回の交流会が開催されています（二〇一一年現在）。

他国と同様、韓国の司教協議会が行政や法に関して特別な呼びかけを行う領域の一つは、生命権に関する点からです。とくに、ヒト胚の生産と研究に関する法と妊娠中絶を寛大に容認する法の撤回を求めています。二〇〇七年には、この問題に関する詳細な宣言を発表し、妊娠中絶を奨励してしまふ法律の撤回、人間の生命を尊重しないヒト胚の研究や扱いの禁止、死刑制度の廃止、および自然な出産の積極的促進を要望しました。また、生命権の観点から、死刑制度廃止の呼びかけは何回も行っています。

環境問題については、正義と平和協議会のもとに自然環境委員会が設置されていますが、司教協議

会のレベルでは、韓国四大河川（漢江<sup>ハンガシ</sup>、錦江<sup>クムガシ</sup>、洛東江<sup>ナトシガシ</sup>、榮山江<sup>ヨシサンガシ</sup>）の大規模整備プロジェクトに積極的に反対し、二〇一〇年の全国司教集会にて、このプロジェクトによる自然破壊に懸念を示す声明を発表しました。

韓国司教協議会は、正義と平和協議会に加え生命倫理委員会も、そして、既述のとおり朝鮮民族和解のための特別協議会も設置しています。また、社会問題や人権問題の意識向上を図り、いくつかの日曜日を「農業従事者の日」「カリタスの日」「韓民族の和解のための日」「生命の日」「人権の日」「障害者の日」として定めています。また、一九九四年以降、メディアや一般社会に司教協議会および教会の社会教説に関する正確な情報を伝えるため、プレスルームを設置しています。

台湾 (<http://www.catholic.org/tw/catholic/index.php>)

台湾の教会は比較的小さく七教区で形成されていますが、移民観光司教委員会、日本の正義と平和協議会に相当する社会発展委員会、そして原住<sup>ユエンチユミン</sup>民司牧委員会を設置しています。政治にかかわりのある問題として取り組んでいるのは、とくに、移民問題、中国との関係、そして原住<sup>ユエンチユミン</sup>民問題です。

一九八九年には、政府当局、司法制度、議員、そして移民労働者の雇用主に向け、移民労働者の待遇と人権に関する文書を発行し、一九九八年の総選挙に際しては、改革の必要性和、中国との対話の必要性を訴え、投票の際にそれらに留意するよう呼びかける文書を発行しました。二〇〇〇年には、民主進歩党<sup>チエン・シユイエン</sup>の陳水扁政権の成立に際し、政治改革、国内少数派との和解と連帯、そして中国との

関係改善を呼びかけました（『和解と連帯への呼びかけ（*Call for Reconciliation and Solitariness*）』）。二〇〇六年には、『社会の保護（*Care for Society*）』という文書において、人間らしい社会への構成に配慮するよう直接政府に対して呼びかけ、二〇〇七年には移民に関する文書を発行しました。後者では、信徒だけでなく直接移民に対しても呼びかけるとともに、政府の受け入れ態勢と移民の出身国政府に対する要望を明確に述べています。二〇〇八年には環境問題に関する文書を発行し、環境への教会のかかわりについて述べるとともに、政府の対策を評価（肯定的な評価です）し、さらなる取り組みを呼びかけました。二〇一〇年には、政府への直接的な要望である死刑廃止を求める文書を発行しました。

なお現在、移民観光司牧委員会は、国連の移民労働者条約（「全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」）批准を求める署名運動を起こしています。

#### 南部アフリカ司教協議会 (<http://www.sacbc.org.za/>)

ボツワナ、スワジランドならびに南アフリカの司教たちは、合同で一つの司教協議会を形成しています。それが南部アフリカ司教協議会（SACBC）です。

同司教協議会は正義と平和協議会を設置していますが、それは、アパルトヘイト時代には政権に対する抵抗運動において司教協議会を代表するものとなり、アパルトヘイト政権が終焉を迎え、民主主義成立後の移行期においては、交渉のプロセス、選挙の実施、そしてとくに真実究明と和解のプロセスにかかわり、現在では、経済における正義、人種間・民族間の関係、環境、農業および農地改革な

ど、広く社会問題にかかわっています。

正義と平和協議会のほかには、カトリック国会連絡事務室（Catholic Parliamentary Liaison Office）が設置されています。その役割は、国会の動向を司教協議会に報告し、教会の教え（とくに教会の社会教説）を反映させるべく国会に影響するよう努めることです。専任職員は六人おり、そのほかに多数の研究者を特別な契約で雇用しています。事務所の具体的な活動は、法案を準備する諸委員会などへの教会の視点の提供、決議の実施の監視、政治家と教会のリーダー間の話し合いの促進、市民社会の諸団体と連携しての社会問題や政治政策についてのとくに弱者の視点からの分析、そして可能なかぎり一般信徒の政治生活を奨励することなどを含んでいます。

南部アフリカが抱える特別な問題——HIVエイズ、人身売買、移住者および難民の問題——に関する事務局も設けられています。その第一の役割はこれらの問題に直接取り組むことですが、政府への働きかけも任務の一つとなっています。

司教協議会自体も政府に対し直接呼びかけをすることがあります。たとえば、二〇〇九年には、紛争問題解決のための統治<sup>ガバナンス</sup>、人身売買、政治腐敗と統治<sup>ガバナンス</sup>、ダイヤ・ラマのビザが拒否された事件に対し、二〇一〇年には、スワジランドにおける政治犯の待遇問題、情報保護に関する法案、南アフリカにおける人身売買に関する政府の実質的黙認に対し、それぞれ見解を示す文書を発行しています。

また、たとえば二〇〇九年の総選挙の際には、司教協議会会長名で新大統領に公開書簡を送り、統治<sup>ガバナンス</sup>の方針に対する要望を示しました。とくに貧困問題、HIVエイズ等の問題に関する配慮を呼び

かけたのです。

フィリピン (<http://dbcponline.net/>)

フィリピンは一九四六年に民主主義体制による独立国となりましたが、その当初から司教たちは社会問題および政治のあり方に関する姿勢を示しています。一九四八年という早い時期に『社会原理に関するフィリピン司教宣言 (Statement of the Ecclesiastical Hierarchy of the Philippines on the Social Principles)』を発行し、翌年には『社会正義 (Social Justice)』という司牧書簡を発行してその内容をさらに詳細に取り上げ、政府当局と一般市民双方の義務について述べ、富の公平な分配を呼びかけました。当時は、共産主義への恐怖感が強い時代でしたが、社会正義こそその拡散に対する防衛になると論じています。

さらに、一九五〇年の聖年の終わりに際して、世界状況およびそれに関する福音的考察について述べ、社会や経済が教会の関心事ではないはずだという批判に対し、このような問題は道徳にかかわるものであって、教会は無関心ではいられないと述べています。一九五三年に初の全国司教会議が開催されましたが、ここでは社会問題が主要課題となり、その議論に基づき一九五七年には、『社会活動に関する司教宣言——第一原案 (Preliminary Draft of the Episcopal Statement on Social Action)』という社会問題に対する方針を示す文書を発行しました。また、総選挙の際には、責任ある投票をすることの必要性についての文書を発行していますし、これらの文書において、カトリック信徒、修道者、聖職者の政治参画を否定する考え方に對し、それらの人々は市民としての参画の権利と義務を有し、政治参画にお

いて、教会自身のための政治的地位をいっさい求めずとも、国が正義、愛、平和のうちに共通善を目指すよう働きかける義務が教会にはあると述べています。

一九六〇年代後半には、やがてはマルコス政権が台頭する時代背景を受け諸問題が深刻さを増してきましたが、司教協議会の声もそれらの問題に対して上げられています。一九六七年には『社会活動と農村開発に関するフィリピン司教共同司牧書簡 (Joint Pastoral Letter of the Philippine Hierarchy on Social Action and Rural Development)』を発行、農業従事者および漁業従事者の問題を取り上げ、これらの人々の待遇改善を求めるとともに、彼らが搾取に抵抗できるよう組織化することへの協力を呼びかけました。そして一九七〇年代初頭には、フィリピンの政治に浮上したいくつかの問題に対し、中立の憲法会議を要望する『憲法に関する超政党的会議を求めて (For A Non-Partisan Constitutional Convention)』、政治家や公務員の腐敗を糾弾する『市民的責任に関する宣言 (Statement on Civic Responsibility)』、そして選挙制度改革を求める『選挙制度改革を求め緊急アピール (Urgent Appeal for Electoral Reforms)』といった文書を発行し、一九七三年に新憲法が国民投票にかけられた際には、投票への積極的参加を呼びかけたのです(『国民投票について (On Plebiscite)』)。

一九七二年にマルコス政権下で戒厳令が導入された際には、導入自体は否定せずとも、その実施が人間の尊厳を尊重したものとなるよう呼びかけています。そして、戒厳令が実質の独裁政権へと発展していき、フィリピンの民主主義が有名無実化していく中では、多数の宣言を通じ、信徒の政治領域に対する関心の義務を語り、貧困者や被抑圧者の権利に関する訴えを発し続けました。反政府活動鎮



丘と正当な意見の相違容認の問題を取り上げる『平和のための教会の使命に関する共同司牧書簡 (Joint Pastoral Letter on the Church's Mission of Peace)』(一九八二年)や、アキノ元上院議員暗殺の処理に関する宣言(一九八四年)などを、その例として挙げるができます。いわゆるピープル・パワー革命の発端となつた一九八六年の選挙後には、選挙の不正を糾弾し、非暴力抵抗を呼びかけ(『選挙後宣言 (Post-election Statement)』、一九八六年)、マルコス政権打破に積極的にかかわつたのです。

民主主義回復後は引き続き、農業従事者の貧困問題対策(一九八七年)、人口問題と政府の人口政策(一九九〇年)、死刑制度再導入(一九九二年)、付加価値税導入(一九九四年)、関税と貿易に関する一般協定(GATT)批准(一九九四年、一九九六年)、鉱業法(一九九八年、二〇〇六年)、訪問米軍の地位に関する米比協定(一九九八年)、墮胎合法化法案(二〇〇三年)、憲法改正(二〇〇三年、二〇〇六年)、椰子の実への課税(二〇〇五年)、農地改革プロセス(二〇〇九年)といった具体的政治課題に関する宣言を発行しています。

#### 米国 (<http://www.nccbusc.org/>)

米国司教協議会は、政治に対する教会の使命を明確にする37ページのパンフレット『信仰に基づいた市民的かわりのための良心の育成——米国のカトリック司教たちからの、政治的責任への呼びかけ (Forming Consciences for Faithful Citizenship: A Call to Political Responsibility from the Catholic Bishops of the United States)』を二〇〇七年に発行しています。幾多の政治問題に関する教会の姿勢を明確にし、信徒のかわりを導

くためです。以下はその文書に基づいた要約ですが、政治へのかかわりにおける同司教協議会の最重要関心事を理解することができます。

## 1 人間の生命

生命に関しては、墮胎やヒト胚の破壊、クローン技術、幫助自殺、積極的安楽死、集団虐殺、拷問、ならびに紛争時に非戦闘員を意図的かつ直接に標的とすることは、いかなる場合においても容認できないものだとし、それを容認するような法律や政策の変更を求め、人間の生命を守る法律や政策を奨励する必要があると論じています。また、国民全員が保護される保険制度の導入と、死刑廃止とその成立までにおける冤罪と不公平性の問題へのより徹底した対策の必要性を呼びかけています。

生命擁護のための働きの一環として、カトリック信徒には戦争回避と平和促進のため働く義務があるとも述べ、生命を守るための防衛権を認めながらも、紛争の平和的解決手段開発の必要性を主張し、先制的武力行使と、戦闘員と非戦闘員を区別しない無差別兵器使用を否定しています。さらに、米国が大量破壊兵器拡散を阻止し、自国も含め軍縮を進め、武器の国際貿易における米国の役割を減らしていくよう要望しています。イラクにおける米国の活動に関しては、軍事的介入から人道的支援への移行の必要性を主張しています。

## 2 家庭生活

家庭を守るための政治姿勢として教会がとりわけ求めるものは、課税、労働、移民、ならびに福祉に関する政策や法律が家庭生活を保護するものであるということです。たとえば、賃金は家庭を支え

るために十分でなければならず、福祉は貧困者が人間らしく家庭生活を営むために十分でなければならぬと論じています。さらに、法制度については、子育てにおいて親の中心的役割は守られなければならないとしつつも、場合によっては行政による支援の必要性があるとも主張しています（特定の宗教の信者がその宗教が経営する学校に子どもを通わせたくとも、それが可能な資力を有しない場合など）。さらに、子どもをポルノなどから守る親の責任に対する、行政の協力の必要性も主張しています。

### 3 社会正義

経済の領域においては、社会経済政策は、百パーセントの就職率、適正な労働条件と賃金、公平な（差別のない）賃金体制を目指し、労働組合形成を容認するものでなければならぬと指摘しています。福祉制度は貧困も依存関係も減らすことを目指さなければならず、社会保険制度や健康保険制度もとりわけ不利な立場にいる人々に配慮するものでなければならぬとも指摘しています。これらの目標のため、司教協議会はいくつかの具体的な法案や政策を応援してきました。入居差別排除や低所得者と被差別者の支援への要望がその例として挙げられます。また、食糧への権利も主張し、フード・スタンプ・プログラム等、国内のいくつかの政策への支持を示し、そのようなプログラムの強化、ならびに農業従事者の権利擁護も呼びかけています。

さらに、国内で物議をかもしている移民問題に関しては明確な立場をとっています。カトリック信徒に移民者（不法滞在者を含めて）に味方するよう呼びかけ、入国管理の権利を国家に認めつつも、滞在資格の付与、家族の再統合、就職の可能性、そして移民の権利を守る法整備の必要性を主張してい

ます。

教育については、貧困者、障害者、被差別者に十分な可能性を与える教育の必要性を主張し、犯罪対策に関しては、取り締まりと処罰だけで対応するのではなく、暴力を美化するメディアへの制限、銃所有の権利の制限、そして死刑制度に反対することが暴力を減らすためには必要だという立場をとる、犯罪への対応は処罰するだけでなく更生を目指すべきであるとも論じています。

差別問題に関しては、人種、宗教、性別、民族、障害、年齢による差別を否定したうえで、過去の差別に由来する障壁を乗り越えるためには社会全体による取り組みが必要だという立場をとっています。

さらに自然環境への配慮の必要性についても述べ、自然環境保護は宗教上の責任でもあり、それが貧しい人や国への配慮を伴うものでなければならぬとも述べています。

#### 4 地球規模の連帯

米国の国家としての国際的なかわりに関しての立場も、司教協議会は表明しています。貧困国への開発援助、公平な貿易政策、債務削減等によって米国は貧困問題に対抗すべきであると主張し、国際レベルでも、信教の自由の権利を含む人権の促進、拷問排除、難民と亡命者の保護促進を図るべきだという立場をとり、国連その他の国際機関ならびに国際法に関し、米国は経済的かつ政治的な支援を提供すべきと主張し、世界各地で起きている紛争に関しては、米国は国際共同体とともに対応すべきと論じています。イラクとアフガニスタンにおいては、より人道的なかわりへの移行の必要性も

主張しています。

これらの目標に向け信徒にできるかわりの例も示しています。政治家として立候補すること、政治党への積極的参加、政治家等にアピールする教会活動への参加、地域共同体の諸活動への参加などです。

さらに、上述の問題に関しカトリックの立場を明確にする文書を多数発行しています。社会問題に関する文書としては、一九八三年の『平和の挑戦 (The Challenge of Peace)』と、一九八六年の『すべての人のための経済正義 (Economic Justice for All)』がとくに有名なのですが、二〇〇〇年以降を見ても、枚挙にいとまがありません。たとえば、二〇〇〇年の『墮胎と最高裁判所 (Abortion and the Supreme Court)』をはじめ、幾度も墮胎に関する法律の改正を呼びかけています。また、一九九九年の聖金曜日には死刑廃止を求める宣言を発行しましたが、その後いくつかの死刑執行の際に、その呼びかけを繰り返し返しています。紛争問題や平和構築に関しては、米国の国際的なかわり一般に関する宣言をすでに一九九三年に発行していますが、『義の実は平和のうちにかまれる (The Harvest of Justice is Sown in Peace)』、二〇〇〇年以降には、特定の国や地域との関係に関する宣言を数多く発行しています (アフリカ<sup>1)</sup>、二〇〇一年、イラク<sup>2)</sup>、一九九八年、一九九九年、二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇六年、キューバ<sup>3)</sup>、二〇〇〇年、ケニア<sup>4)</sup>、二〇〇一年、コンゴ<sup>5)</sup>、一九九九年〔三、四、六月〕、コロンビア<sup>6)</sup>、二〇〇〇年、コンゴ<sup>7)</sup>、一九九九年、スーダン<sup>8)</sup>、二〇〇〇年、二〇〇一年、中近東<sup>9)</sup>、二〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年、中国<sup>10)</sup>、東ティモール<sup>11)</sup>、一九九九年〔六、九月〕、レバノン<sup>12)</sup>、二〇〇〇年)。

移民問題においては、二〇〇〇年に上院審査委員会で移民の立場を直接代弁していますし、二〇〇三年と二〇〇六年にも宣言を発行しています。後者では米国の移民対策自体の改革を呼びかけています。

その他、政治領域へのかかわりも含まれるものとしては、犯罪者の扱いに関し二〇〇〇年に、難民に関し二〇〇〇年および二〇〇一年に、気候変動に関し二〇〇一年に、貧困問題に関し二〇〇二年に、食糧と農業問題に関し二〇〇三年に、ヒト胚研究に関し二〇〇八年に、医療に関し二〇〇九年に、それぞれ宣言を発行しています。

## 参考文献一覧

(出版元不記載のものはカトリック中央協議会発行。同協議会発行の書籍の翻訳者名は省略した)

### 教義全般

- 『カトリック新教会法典』一九八三年、邦訳一九九二年(日本カトリック教会行政法制委員会、有斐閣)
- 『カトリック教会のカテキズム』一九九七年(ラテン語規範版)、邦訳二〇〇二年
- 『カトリック教会のカテキズム要約』コンベンティウム二〇〇五年、邦訳二〇一〇年
- 『教会の社会教説綱要』教皇庁正義と平和評議会、二〇〇四年、邦訳二〇〇九年
- 『カトリック教会の教え』新要理書編纂特別委員会編、日本カトリック司教協議会監修、二〇〇三年

### 第二バチカン公会議文書

- 『第2バチカン公会議公文書全集』一九八六年(南山大学監修、サンパウロ)

### 教皇文書

#### ◆教皇レオ十三世

- 回勅『レールム・ノヴァルム』(*Rerum Novarum*) 一八九一年、邦訳一九六一年(岳野慶作、中央出版社)

(現・サンパウロ、以下同)

## ◆教皇ピオ十一世

回勅『クアドラジエジモ・アンノ』(Quadragesimo Anno) 一九三一年、邦訳一九六六年(岳野慶作、中央出版社)

回勅『デイヴィニ・レデンプトリス』(Divini Redemptoris) 一九三七年、邦訳一九五九年(岳野慶作、中央出版社)

## ◆教皇ピオ十二世

回勅『スムミ・ポンティフィカツス』(Summi Pontificatus) 一九三九年、邦訳一九六二年(岳野慶作、中央出版社)

## ◆教皇ヨハネ二十三世

回勅『マーテル・エト・マジストラ』(Mater et Magistra) 一九六一年、邦訳一九六二年(小林珍雄、中央出版社)

回勅『パーチェム・イン・テリス』(Pacem in Terris) 一九六三年、邦訳同年(岳野慶作、中央出版社)

## ◆教皇パウロ六世

回勅『エクレジアム・スアム』(Ecclesiam Suam) 一九六四年、邦訳一九六七年(東門陽二郎、中央出版社)

回勅『ポプロールム・プログレシオ』(Populorum Progressio) 一九六七年、邦訳同年(上智大学神学部、中央出版社)

回勅『フマーネ・ヴィテ』(Humanae Vitae) 一九六八年、邦訳一九六九年(本回章翻訳委員会、中央出版社)

使徒の書簡『オクトジエジマ・アドヴェニエンス』(Octogesima Adveniens) 一九七一年、邦訳一九七五



年（浜寛五郎、中央出版社）

使徒的勧告『福音宣教』(Evangelii Nuntiandi) 一九七五年、邦訳一九七七年、一九九〇年

◆教皇ヨハネ・パウロ二世

回勅『人間のあがない主』(Redemptor Hominis) 一九七九年、邦訳一九八〇年

回勅『働くことについて』(Laborem Exercens) 一九八一年、邦訳一九八二年

使徒的勧告『家庭——愛といのちのきずな』(Familiaris consortio) 一九八二年、邦訳一九八七年

使徒的勧告『和解とゆるし』(Reconciliatio et Paenitentia) 一九八四年、邦訳二〇〇三年

回勅『真の開発とは——人間不在の開発から人間尊重の発展へ』(Sollicitudo rei Socialis) 一九八七年、

邦訳一九八八年

使徒的書簡『女性の尊厳と使命』(Mulieris Dignitatem) 一九八八年、邦訳一九九一年

使徒的勧告『信徒の召命と使命』(Christifideles Laici) 一九八八年、邦訳一九九一年

回勅『新しい課題——教会と社会の百年をふりかえって』(Centesimus Annus) 一九九一年、邦訳同年

使徒的勧告『現代の司祭養成』(Pastores dabo vobis) 一九九二年、邦訳一九九五年

回勅『真理の輝き』(Veritatis Splendor) 一九九三年、邦訳一九九五年

回勅『いのちの福音』(Evangelium Vitae) 一九九五年、邦訳一九九六年

使徒的勧告『奉献生活』(Vita Consecrata) 一九九六年、邦訳一九九七年

使徒的勧告『アジアにおける教会』(Ecclesia in Asia) 一九九九年、邦訳二〇〇〇年

使徒的勸告『神の民の牧者』(Pastors' Griets) 二〇〇三年、邦訳二〇〇五年

◆教皇ベネディクト十六世

回勅『真理に根<sup>キ</sup>した愛』(Caritas in Veritate) 二〇〇九年、邦訳二〇一一年

(このほか、一九六八年一月一日以来毎年発表される「世界平和の日」メッセージでは、教皇の社会問題への強い関心、問題解決への具体的提言と願いが述べられている。邦訳はカトリック中央協議会ウェブサイトで公開されており、『カトリック教会情報ハンドブック』にも収録されている)

教皇庁文書

教理聖省(現・教理省)『墮胎に関する教理聖省の宣言』一九七四年、邦訳一九七五年

教理省『自由の自覚——キリスト者の自由と解放に関する教書』一九八六年、邦訳一九八七年

教理省『生命のはじまりに関する教書——人間の生命のはじまりに対する尊重と生殖過程の尊厳に

関する現代のいくつかの疑問に答えて』一九八七年、邦訳同年

聖職者省『司祭の役割と生活に関する指針』一九九四年、邦訳二〇〇一年

修道者・在俗会聖省(現・奉獻・使徒的生活会省)『社会の人間化と修道者・修道生活がもつ観想的性

格』一九七八年、一九八〇年、邦訳一九八二年(中井允、初見まり子、女子パウロ会)

奉獻・使徒的生活会省『キリストからの再出発——第三の千年期における奉獻生活の刷新』二〇〇

二年、邦訳二〇〇三年

正義と平和委員会（現・評議会）『教会と人権』一九七四年、邦訳一九七七年（日本カトリック正義と平和協議会、中央出版社）

正義と平和評議会『教会と人種主義』一九八八年、邦訳一九九〇年

正義と平和評議会『国際武器貿易——倫理的省察』一九九四年、邦訳一九九六年（保岡孝顕、ドン・ボスコ社）

移住・移動者司牧評議会指針『移住者へのキリストの愛』二〇〇四年、邦訳二〇〇五年

国際神学委員会『記憶と和解——教会と過去の種々の過失』二〇〇〇年、邦訳二〇〇二年

国際神学委員会『人間の尊厳と科学技術』二〇〇四年、邦訳二〇〇六年

## 日本司教団

『平和への望み——日本のカトリック教会の福音的使命』一九八三年

『生命、神のたまもの——胎児の生命の尊厳についてのカトリックの見解』一九八四年

『平和への決意——戦後五十年にあたって』一九九五年

『いのちへのまなざし——二十一世紀への司教団メッセージ』二〇〇一年

## 社会司教委員会

『平和と現代の日本カトリック教会——教皇「平和アピール」に答えて』一九八一年

『部落差別の克服をめざして——部落問題に関するカトリック教会の基本姿勢』一九九二年

『国籍を越えた神の国をめざして』一九九三年

『障害の重荷をともに担える日をめざして』一九九六年

『いのちと国家と民族と教会と——2002年度社会司教委員会勉強会資料集』二〇〇三年

『教会における男女の協働——2002年度社会問題研修会講演録』二〇〇三年

『非暴力による平和への道——今こそ預言者としての役割を——司教団『戦後60年平和メッセージ』を  
読み深めるために』二〇〇五年（司教団により発表された平和メッセージ本文を含んだ解説書）

『信教の自由と政教分離』二〇〇七年

『時のしるし』を読み解き宗教の役割を考える——司教のための社会問題研修会2004-2005  
5』二〇〇七年

『人権シンポジウム記録集「すべての人の人権を大切に」』二〇一〇年

『教皇ヨハネ・パウロ二世「広島平和アピール」1981』二〇一一年

## 正義と平和協議会

『新しい出発のために——戦後50年にあたって日本カトリック正義と平和協議会の声明』一九九五  
年

『福音と平和憲法——今、選択のときキリスト者として私たちに問われているもの』ピース9の会

講演録』（松浦悟郎、正義と平和協議会編）二〇〇七年

『平和のために働く人はしあわせ—正義と平和講演録』（相馬信夫、正義と平和協議会編）二〇〇八年（二〇〇二年発行の再版）

『聖書から見た死刑廃止—正義と平和講演録Vol.2』（ホセ・ヨンバルト、ホアン・マシア、正義と平和協議会編）二〇〇九年

『地球環境を守るために私たちにできること—足元から暮らしを考える—正義と平和講演録Vol.3』（大江正章、正義と平和協議会編）二〇一〇年

『《シンポジウム》宗教者が語る死刑廃止—正義と平和講演録Vol.4』（松浦悟郎、雨森慶為、木村且哉、正義と平和協議会編）二〇一〇年

『原子力発電は、温暖化防止の切り札ではない！ 地球上の生命環境にとって最悪の選択：』二〇一一年（第2版）

『国是と信教の自由—カトリック20条シンポジウム記録—正義と平和講演録Vol.5』（谷大二、溝部脩、吉田隆、森上洋介、正義と平和協議会編）二〇一一年

## カリタスジャパン

『HIV/AIDSと性教育—カリタスジャパンHIV/AIDSデスク資料No.1』（カリタスジャパンHIV/AIDSデスク〔現在はHIV/AIDSデスクとして独立〕編）二〇〇五年

『虐待・暴力と福音——カトリック全国社会福祉セミナー講演録』（カリタスジャパン社会福祉活動推進部会編）二〇〇八年

『自死の現実を見つめて——教会が生きる支えになるために』（カリタスジャパン啓発部会小冊子編集委員会編）二〇一〇年

### 難民移住移動者委員会

『人身取引（売買）天国」ニッポン——被害者支援の課題と取り組み 日本カトリック難民移住移動者委員会 2005年12月4日講演会記録』（吉田容子、難民移住移動者委員会編）二〇〇五年

『管理・監視社会と『共謀罪』——人権と法律』日本カトリック難民移住移動者委員会 2005年度全国会議 2005年11月30日勉強会記録』（宮本弘典、難民移住移動者委員会編）二〇〇六年

『無国籍くアイデンティティの多様化時代を迎えて——日本カトリック難民移住移動者委員会 2006年7月17日講演会記録』（陳天璽、難民移住移動者委員会編）二〇〇六年

『未来の学びを拓く多文化・共生の風——外国籍の子どもの就学について 日本カトリック難民移住移動者委員会 2007年11月8日講演会記録』（狩浦正義、難民移住移動者委員会編）二〇〇八年

『改定入管法問題——2012年から実施される改定入管法を検証する 2011年度日本カトリック難民移住移動者委員会講演記録』（佐藤信行、難民移住移動者委員会編）二〇一一年

部落差別人権委員会

『誰と共に生きるのか——ハンセン病とキリスト教 信仰と人権のかかわりをめぐって』二〇〇八年

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

『セクシャル・ハラスメントに気づくことから——あらゆる暴力にNO!という教会を目指して』

二〇〇六年

『教会が子どもの権利を守るために——性的暴力への対応の手引き』二〇〇九年

その他

『カトペディア'92』（カトリック中央協議会事務局編）一九九二年

『カトリック教会の社会問題に関する公的発言集1991-2000』（カトリック中央協議会出版部

編）二〇〇二年

『カトペディア2004』（カトペディア2004）編集委員会編）二〇〇四年

『日本カトリック司教協議会イヤーブック』（カトリック中央協議会出版部編）二〇〇八年以降年次刊行

（右記四書籍には、司教団および各委員会が発表した公的発言が収録されている）

『歴史から何を学ぶか——カトリック教会の戦争協力・神社参拝』（カトリック中央協議会福音宣教研究

室編、新世社）一九九九年

聖書の引用については、原則として日本聖書協会『聖書 新共同訳』（2000年版）を使用しました。ただし、漢字・仮名の表記は本文に合わせてことをお断りいたします。

事前に当協議会事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない、視覚障害者その他の人のために、録音または拡大による複製を許諾する。ただし、営利を目的とするものは除く。なお点字による複製は著作権法第37条第1項により、いっさい自由である。

## なぜ教会は社会問題にかかわるのか Q&A

---

2012年2月15日 発行

編者 日本カトリック司教協議会  
社会司教委員会

発行 カトリック中央協議会  
〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館内  
☎03-5632-4411 (代表)

---

印刷 サンケイ総合印刷株式会社

---